

県税のしおり

2023



男体山と中禅寺湖(日光市)



栃 木 県

はじめに

皆さんが納めている県税は、県が住民サービスを提供し、また、令和3(2021)年2月に策定した県の重点戦略「とちぎ未来創造プラン」や令和2(2020)年3月に策定した栃木県版まち・ひと・しごと創生総合戦略「とちぎ創生15(いちご)戦略(第2期)」に掲げられた施策を着実に推進していくための重要な財源です。

この「県税のしおり」は、県税のしくみや使いみちをわかりやすくまとめたものです。このしおりによって、県の仕事や県税について、より一層のご理解とご協力をいただければ幸いです。

令和5(2023)年9月

栃木県

もくじ

県の仕事と財政		延滞金	35
県のしくみ	2	加算金	37
県の財政	3		
		明るい納税	
わたしたちと税金		徴収猶予・申請による	
税金の意義	4	換価の猶予・県税の減免	38
租税負担額	6	県税の課税免除・不均一課税	38
		納税貯蓄組合	39
県税のあらまし		納付方法の拡充・口座振替	39
県税の収入額	7	県税納期一覧	40
県税のあらまし	9		
令和5(2023)年度地方税制		税金の窓口	
改正の概要(県税関係)	10	県税の相談	41
県民税	11	納税の窓口	44
とちぎの元気な森づくり県民税	18	国税の種類	45
事業税	19	国税の相談	46
地方消費税	23	税理士会の無料税務相談	46
不動産取得税	24	市町村税の種類	47
県たばこ税	26	市町村税の相談	48
ゴルフ場利用税	27	県税事務所所管区域図	49
軽油引取税	28		
自動車税	30		
鉱区税	34		
狩猟税	34		

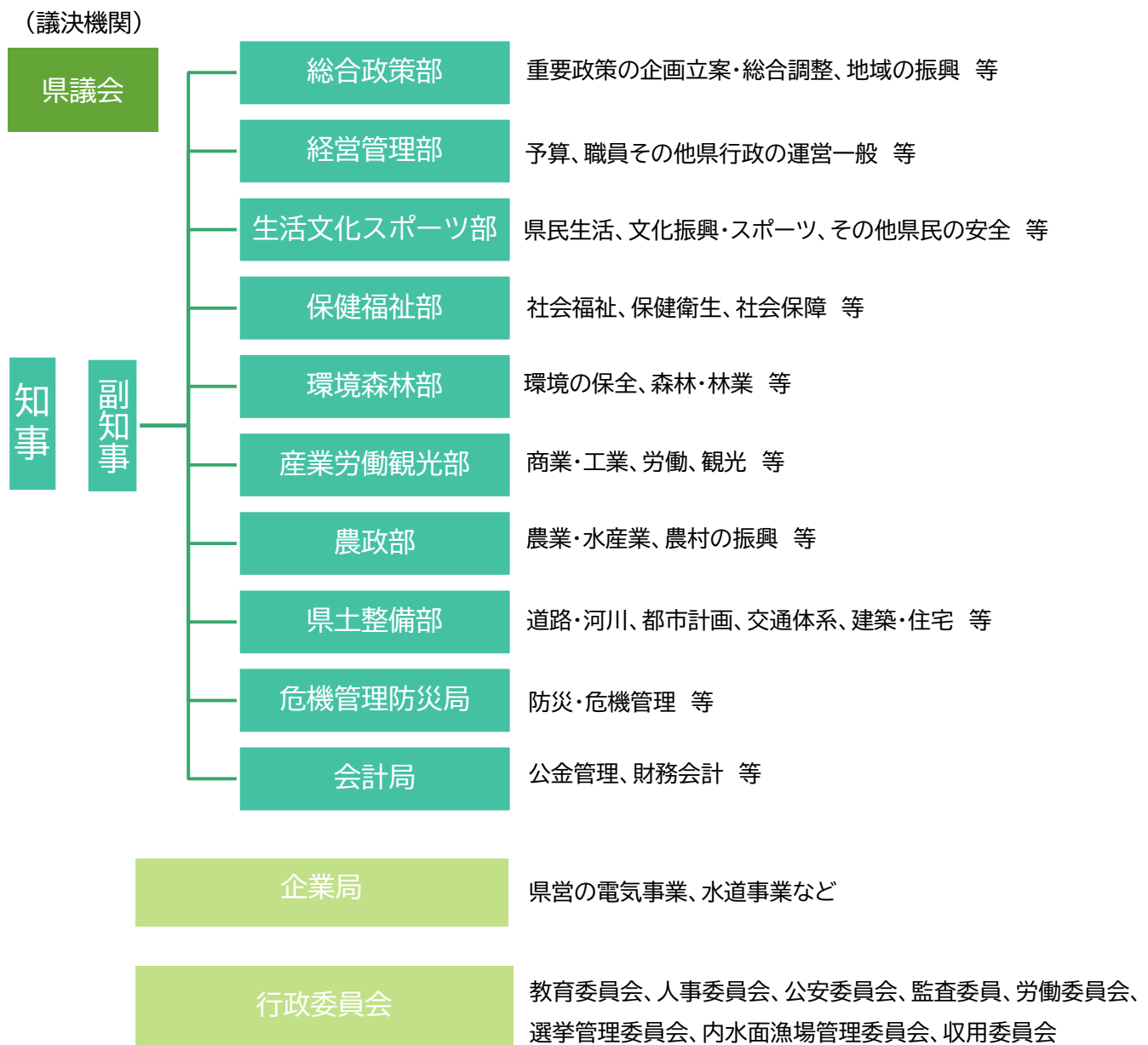
県のしくみ

県の仕事は、県民の代表機関である県議会の議決をへて、知事及び各種行政委員会で実施していくしくみになっています。

知事の仕事を進めるため、副知事を置くとともに知事部局8部2局64課及び企業局の組織があります。

行政委員会は、特に政治的に中立の立場で仕事を進めるために設けられています。

栃木県の機構(令和5(2023)年4月1日現在)



県の財政

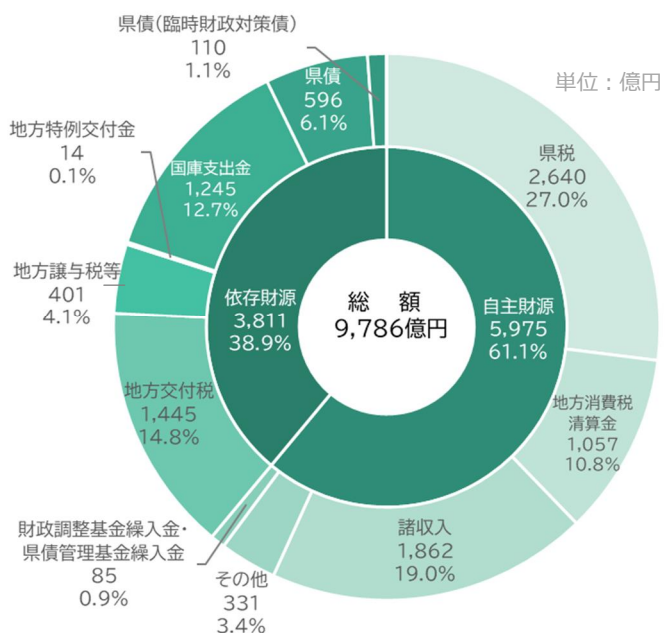
令和5(2023)年度当初予算額

- 一般会計 9,786 億円 (県政一般のための経費、例えば保健・福祉・教育・土木など)
- 特別会計 2,181 億6,917万円 (中小企業への貸付事業、流域下水道事業など)
- 企業会計 276億2,100万円 (病院事業、電気・水道事業、用地造成事業など)

一般会計予算の内訳

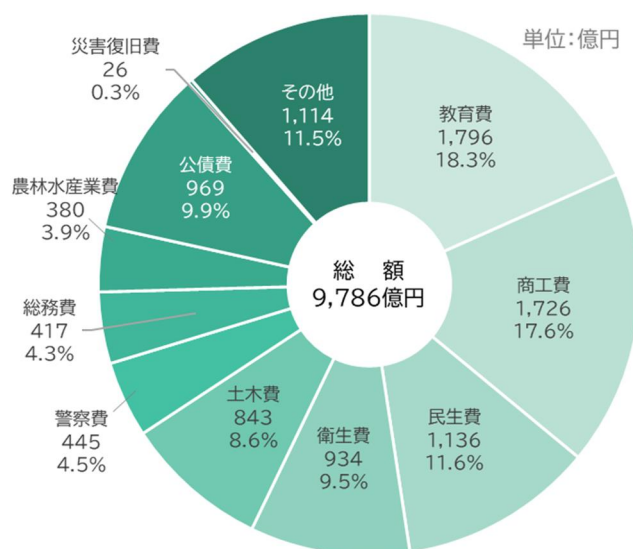
(1)歳入(県に入るお金)

9,786億円



(2)歳出(県が使うお金)

9,786億円



令和5(2023)年度当初予算の特徴

- ・栃木県誕生150年及びG7大臣会合の開催を契機とした郷土愛醸成や本県の魅力発信
- ・「政策経営基本方針」に基づく「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会のレガシー等の未来への継承」「若者、女性に選ばれる“魅力あるとちぎ”づくり」「新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナにおける本県産業の競争力強化」「デジタルトランスフォーメーションやカーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進」の積極的な展開
- ・「とちぎ未来創造プラン」及び「とちぎ創生15戦略(第2期)」の着実な推進

税金豆知識

県民一人あたりに使われているお金(一般会計当初予算額を県民一人あたりでみると…)

51万5,456円

※令和5(2023)年4月1日現在の県民人口:1,898,513人

税金の意義

税金とは

私たちの生活は、個人や企業などの民間の活動によって提供される様々な物やサービスを消費することにより成り立っています。

しかし、これだけでは十分とはいえません。例えば、毎日利用している道路や橋を整備すること、生命や財産を災害や犯罪から守ること、生活に困っている人を保護することなどは、私たちが豊かで健康的な生活を営む上で、どうしても必要なものです。国や地方公共団体(県や市町村)は、このような民間ではできない様々な仕事(行政サービス)をしています。

行政サービスの内容としては、このほかにも学校や公共施設の維持・管理、上下水道の整備など私たちの身近なものから、国土の開発、産業の振興、外交など広い範囲にわたっています。

このように、私たちは、国や地方公共団体から様々な行政サービスの提供を受けて生活していますが、その費用を私たちで出し合って負担しているものが“税金”です。栃木県では「とちぎ未来創造プラン」や「とちぎ創生 15(いちご)戦略(第2期)」に掲げる各種の施策を実施していますが、その財源も県税や地方交付税(一度国税として国に納められた後、一定の基準により地方に配分される税金のことです。)などの税金でまかなわれています。



税金の性格

税金は、“**私たちが社会の一員として生活していくために負担しなければならない一種の会費**”のようなものです。

このため、憲法でも“**基本的人権の尊重(第 11 条)**”や“**国民の生存権(第 25 条)**” などとともに、第 30 条で「**国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。**」と規定しています。また、第 84 条では、国や地方公共団体が勝手に税金を徴収することがないように、「**あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。**」と定めており、これを、“**租税法律主義**”といいます。

すなわち、国や地方公共団体は、税金を強制的に徴収できますが、私たちは、法律で定める以上には税金を納める必要はないことになっています。

税金の役割

税金は、国や地方公共団体が提供する様々な行政サービスの財源になっているほか、次のような役割も果たしています。

○ 所得の分配を調整し、貧富の差を縮める働き

税金の中には、所得税のように、所得が多くなるにつれて税率が高くなる累進課税制度をとっているものもあり、全体的に所得が多い人ほど税負担が重くなるようになっています。また、税金として国や地方公共団体に入ってきたお金は、社会福祉や生活保護などの形で所得の低い人により多く配分されています。

○ 景気の調整を図る働き

税金は、景気の動きに敏感なため、景気が良くなると税負担が重くなり、個人や企業の消費、投資をおさえて景気が過熱することを防ぎます。また、景気が悪くなると税負担が軽くなり、景気の落ち込みを緩やかにするとともに、国や地方公共団体が道路工事などの公共投資を増やすことにより景気の回復を促進します。

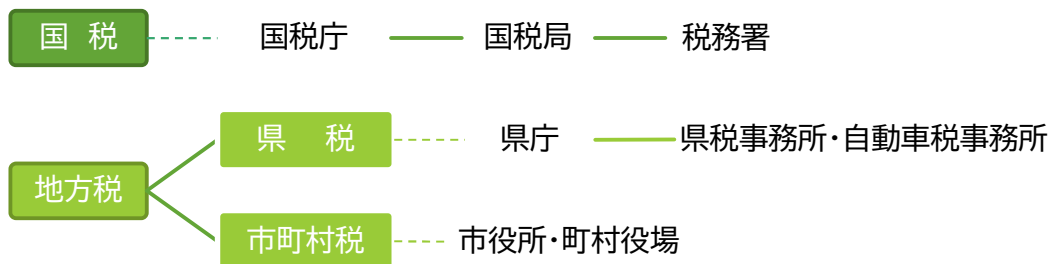
税を扱う機関

税金は、その種類によって、納める先が異なります。

国 税…国に納める税金

地方税…地方公共団体に納める税金

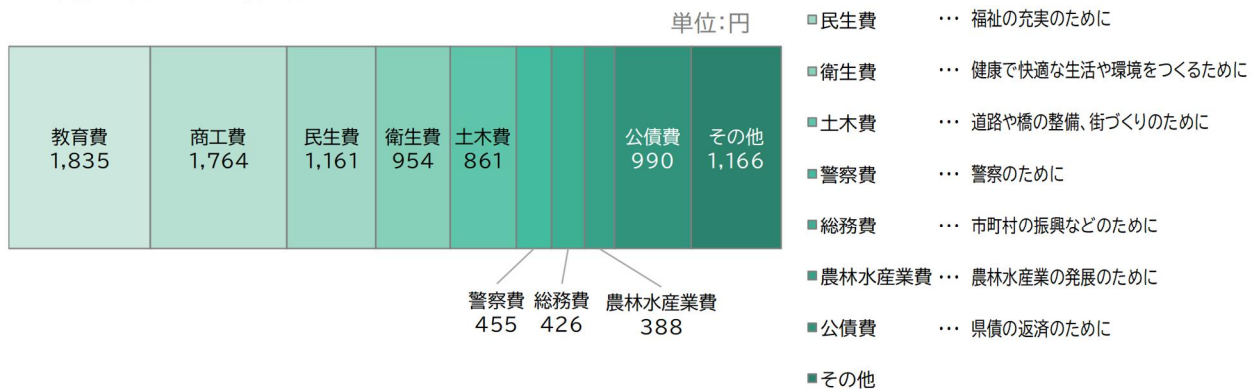
地方税は県に納める県税と市町村に納める市町村税に分かれます。



税金豆知識

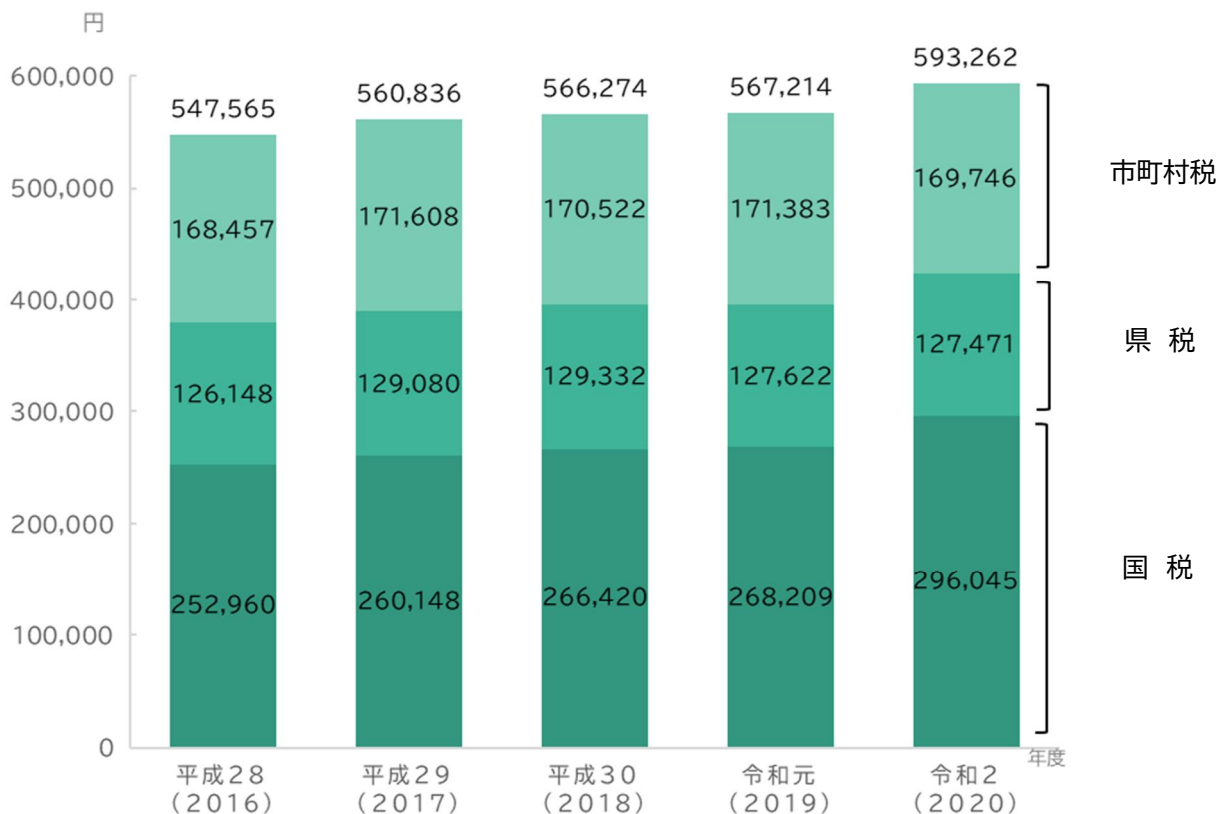
皆さんから納めていただいた税金10,000円の使い道を令和5(2023)年度当初予算からみると次のとおりです。

県税1万円あたりの使い道

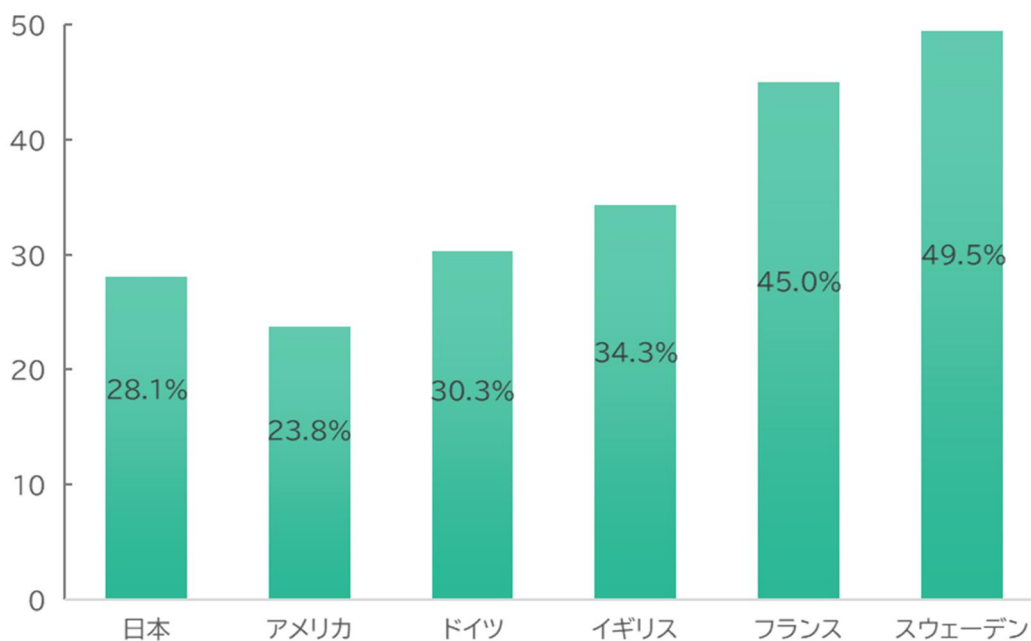


租税負担額

県民1人当たりの租税負担額の推移



租税負担率の国際比較

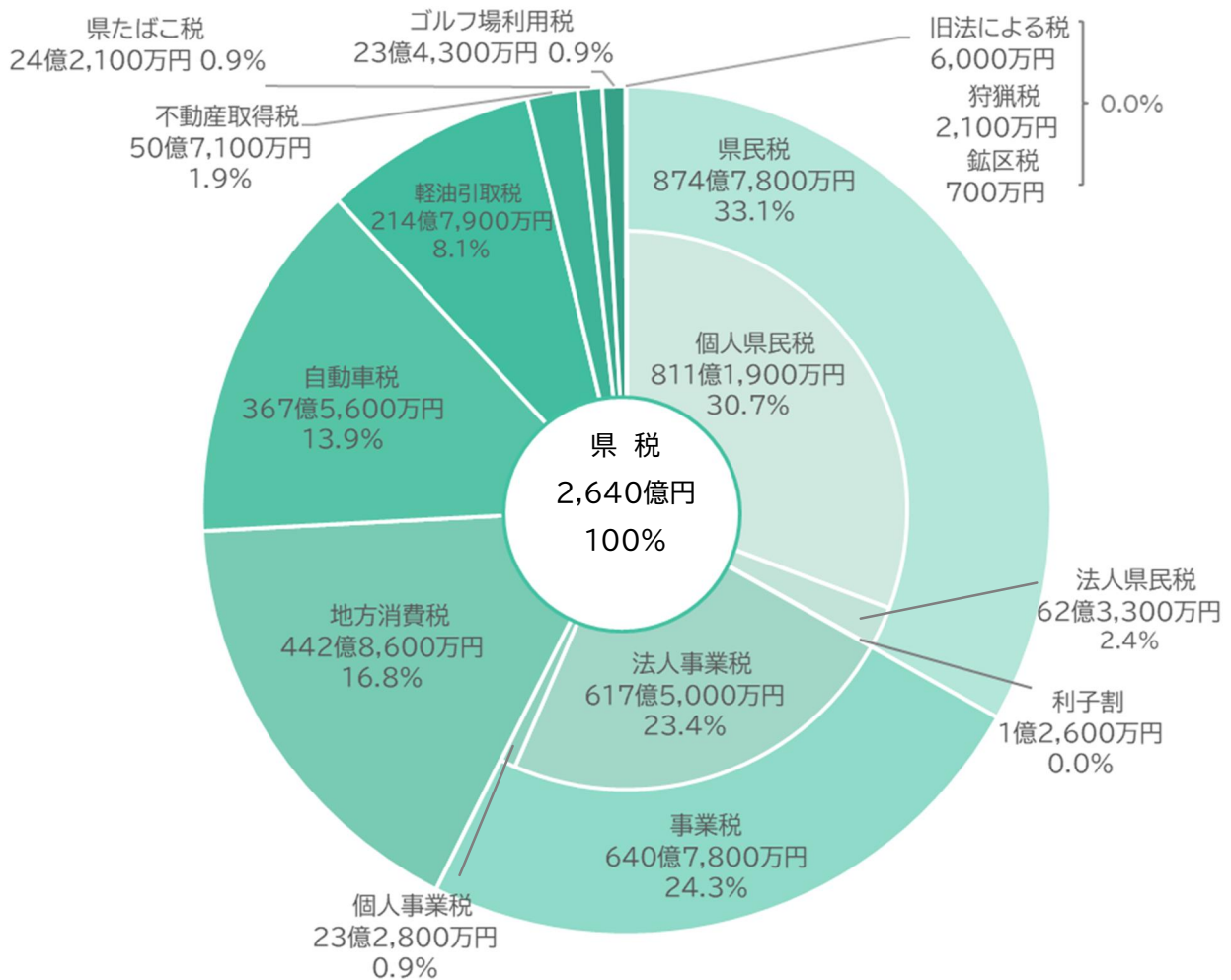


(注1) 租税負担率 = $\frac{\text{国税} + \text{地方税}}{\text{国民所得}}$

(注2) 日本は、令和5(2023)年度予算ベース。諸外国は2020暦年実績

県税の収入額

令和5(2023)年度県税収入予算額



(注1) 構成比(%)は、表示単位未満を四捨五入したものです。

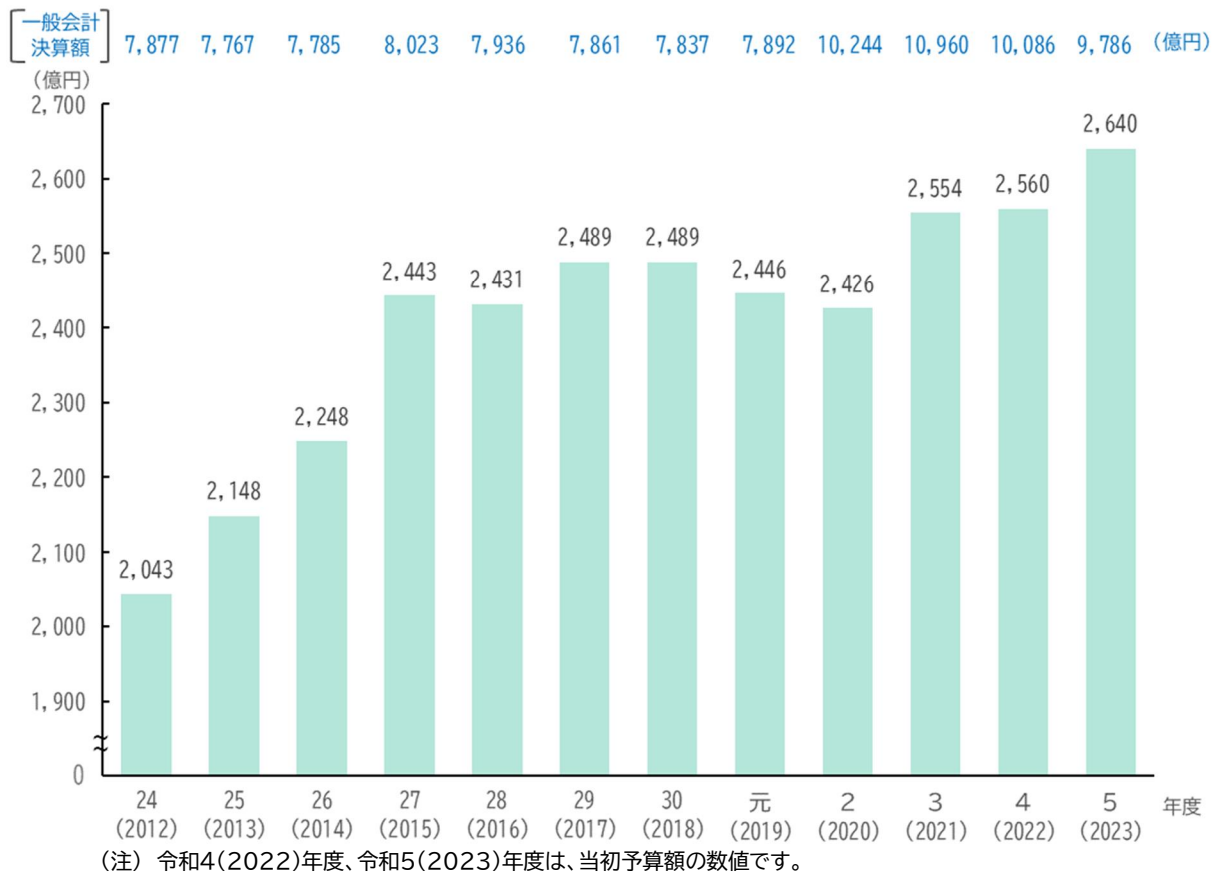
(注2) 県民税(個人)は、配当割及び株式等譲渡所得割を含みます。

(注3) 構成比(%)は、税目ごとに四捨五入しているため、合計が 100.0%にならないことがあります。

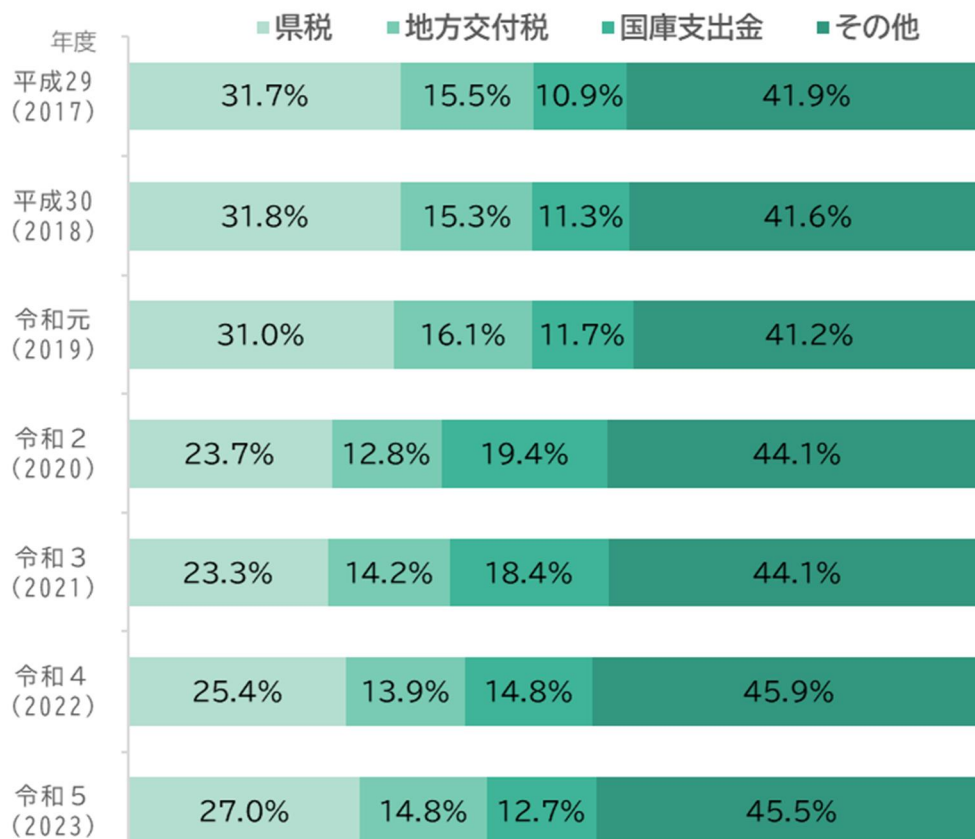
令和5(2023)年度当初予算に計上した額は、2,640億円で、それぞれの税目について過去の実績、今後の経済動向等を勘案して決定したものです。前年度当初予算と比較すると80億円増加しました。

県の歳入に占める割合は、27.0%となっています。

県税収入額の推移

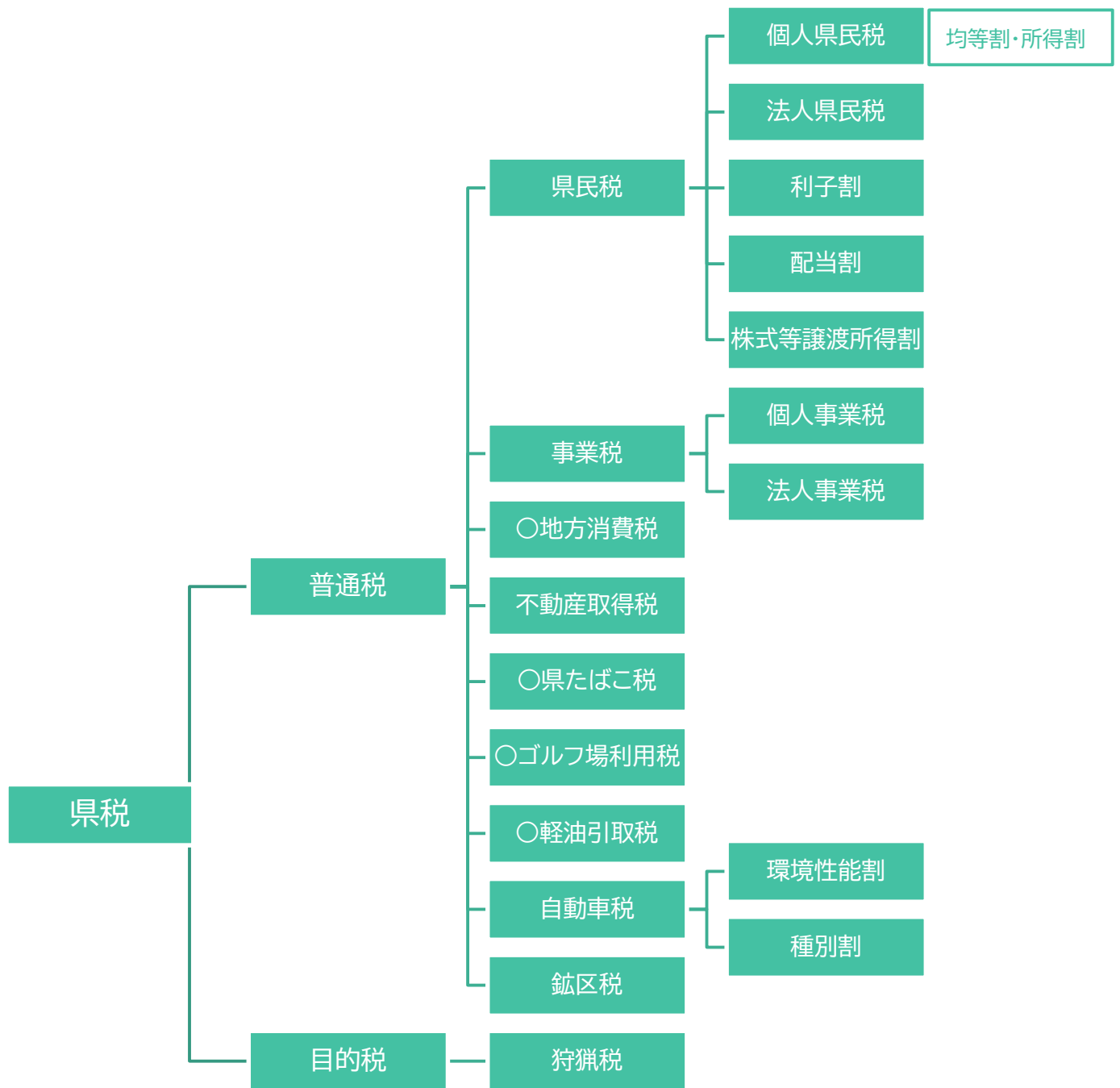


歳入(一般会計決算額)に占める県税収入の割合



(注) 令和4(2022)年度、令和5(2023)年度は、当初予算額の数値です。

県税のあらまし



○は間接税です

税金豆知識

税金は、その性質や内容により、次のとおり分類することができます。

● 使い道による分類

普通税・・・使途が決められていない税金

目的税・・・特定の使途にのみ使われる税金(例:狩猟税)

● 納める方法による分類

直接税・・・税金を納める人と税金を負担する人が同じである税金(例:所得税、住民税)

間接税・・・税金を納める人と税金を負担する人が別になる税金(例:消費税)

令和5(2023)年度地方税制改正の概要(県税関係)

税目等	改正の概要				
個人住民税	NISA 制度の抜本的拡充・恒久化 [令和6(2024)年から適用]				
	○ NISA(少額投資非課税制度)について、次のとおり見直しを行う。				
		現 NISA(～令和5年)		新 NISA(令和6年以降)	
		つみたて NISA	一般 NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
		いずれかを選択		併用可	
	年間投資上限額	40万円	120万円	120万円	240万円
	非課税保有期間	20年間	5年間	無期限化	無期限化
	非課税保有限度額	800万円	600万円	1,800万円	
				1,200万円(内数)	
	口座開設期間	平成30年～令和19年	平成26年～令和5年	恒久化	恒久化
投資対象商品	投資信託	株式・投資信託等	投資信託	株式・投資信託等	
自動車税	環境性能割の税率区分の見直し [※1 令和6(2024)年1月1日施行、※2 令和7(2025)年4月1日施行]				
	○ 環境性能割の各税率区分について、燃費基準を令和5年末まで据え置き、令和6年から段階的に引き上げる。				
	税率	対象車(例:自家用乗用車)			
		(令和5年4月～)	(令和6年1月～)※1	(令和7年4月～)※2	
	非課税	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車			
		令和12年度燃費基準 85%達成～	令和12年度燃費基準 85%達成～	令和12年度燃費基準 95%達成～	
	1%	75%達成～	80%達成～	85%達成～	
	2%	60%達成～	70%達成～	75%達成～	
	3%	上記以外 又は 令和2年度燃費基準未達成			
	種別割のグリーン化特例の見直し [令和5(2023)年4月1日施行]				
○ 電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置(翌年度の種別割▲75%軽減)等について、適用期限を3年延長する。					
燃費・排ガス不正行為への対応 [令和6(2024)年1月1日施行]					
○ 不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、税制上の再発抑止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合(現行:10%)を35%に引き上げる。					
不動産取得税 固定資産税	質問検査権の対象の明確化 [令和6(2024)年4月1日施行]				
	○ 固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権について、家屋の評価に必要な図面等を、納税義務者に加え、当該家屋の施工業者等からも入手することができることを法令上明確化する。				
その他	加算金制度の見直し [令和6(2024)年1月1日施行]				
	○ 不申告加算金の割合(現行:15%(納付すべき税額が50万円を超える部分は20%))について、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合を30%に引き上げる。				
	○ 期限後申告等があった場合において、前年度及び前々年度の当該期限後申告等に係る地方税について、不申告加算金若しくは不申告加算金に代えて課される重加算金を課されたとき、又は不申告加算金等に係る決定をすべきと認めるときに、その期限後申告等に基づき課する不申告加算金又は重加算金の割合を10%加重する。				
ふるさと納税における前指定対象期間に係る基準不適合等への対応 [令和5(2023)年4月1日施行]					
○ ふるさと納税の地方公共団体の指定の取消しについて、前の指定対象期間における基準不適合等の事案に対応できるよう、2年前にまで遡って取消事由とすることを可能とする。					

県民税

県民税は、県の仕事に必要な経費を広く県民の皆さんに負担してもらい、地方自治への関心を高めようという趣旨で設けられた税です。

市町村には、市町村民税※があり、県民税と合わせて通常「住民税」と呼んでいます。

※均等割: 3,500円、所得割: 課税所得金額×6/100

個人の県民税

納める人

- 1月1日現在、県内に住所がある個人 ……………均等割と所得割
- 1月1日現在、県内に事務所、事業所、家屋敷を有する個人で、その市町村に住所がない人……均等割

納める額

均等割	2,200円
所得割	課税所得金額×4/100

(注1) 均等割のうち700円は「とちぎの元気な森づくり県民税 (P18参照)」です。

(注2) 平成26(2014)年度から令和5(2023)年度までの間、東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保することを目的として、均等割500円が加算されています。

(注3) 退職所得と土地建物などの譲渡による所得は、別の方法で計算されます。

◆ 所得割の計算方法(一般的な例)

$$\boxed{\text{前年の収入}} - \boxed{\text{必要経費(給与所得者は給与所得控除額)}} - \boxed{\text{各種所得控除額}} = \boxed{\text{課税所得金額}}$$

$$\boxed{\text{課税所得金額}} \times \boxed{\text{税率}} - \boxed{\text{調整控除額}} - \boxed{\text{税額控除額}} = \boxed{\text{所得割額}}$$

所得控除

項目	控除額
雑損控除	次のいずれか多い金額 ①(損失額－保険等により補填される金額)－(総所得金額等の合計額×1/10) ②災害関連支出の金額－50,000円
医療費控除	次のいずれかの金額 ①(医療費－保険等により補填される金額)－(総所得金額等の合計額×5/100又は10万円のいずれか低い額)(限度額200万円) ②対象医薬品の購入対価－12,000円(限度額88,000円)
社会保険料控除	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額
生命保険料控除	①平成24(2012)年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約) 一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険のそれぞれにつき支払った保険料が 12,000円以下 …………… 支払った金額 12,000円超 32,000円以下 …… 支払った金額×1/2+6,000円 32,000円超 56,000円以下 …… 支払った金額×1/4+14,000円 56,000円超 …………… 28,000円 ※それぞれの適用限度額は28,000円 ②平成23(2011)年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約) 一般生命保険、個人年金保険のそれぞれにつき支払った保険料が

	15,000円以下 …………… 支払った金額 15,000円超 40,000円以下 …… 支払った金額×1/2+7,500円 40,000円超 70,000円以下 …… 支払った金額×1/4+17,500円 70,000円超 …………… 35,000円 ※それぞれの適用限度額は 35,000円 ※①の新契約と②の旧契約の両方について保険料の控除の適用を受ける場合、それぞれの保険料の適用限度額は 28,000円 ※各種保険料の控除を合計した適用限度額は 70,000円
地震保険料控除	①支払った地震保険料×1/2 (限度額25,000円) ②平成18(2006)年12月31日までに契約した長期損害保険 (支払った保険料のうち 5,000円までの部分の全額)+(5,000円を超える部分の金額×1/2) (限度額10,000円) ①と②の合計の限度額25,000円
障害者控除	26万円 (特別障害者は30万円。同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ同居している場合は53万円)
ひとり親控除	30万円
寡婦控除	26万円
勤労学生控除	26万円
配偶者控除	一般 最高33万円 70歳以上 最高38万円 (納税義務者の所得金額に応じて控除額が変動します。)
配偶者特別控除	最高33万円 (配偶者に所得があれば、所得に応じて減額されます。)
扶養控除	一般 33万円 70歳以上 38万円 特定(注) 45万円 同居老親等 45万円
基礎控除	最高43万円 (納税義務者の所得金額に応じて控除額が変動します。)

(注) 平成24(2012)年度から、特定扶養親族は、19歳から22歳までとなりました。

寄附金税額控除

地方公共団体等に対し、2,000円を超える寄附を行った場合、申告により県民税及び市町村民税の控除が受けられます。

● 地方公共団体に対する寄附金 (いわゆる「ふるさと納税」)

※一定の要件を満たす寄附者については、ふるさと納税ワンストップ特例の申請をすることで、申告を省略することができます。

● 住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部

● 条例で指定した寄附金 (社会福祉法人や学校法人等)

控除額 (寄附金-2,000円)×4% (市町村民税6%)

※ふるさと納税の場合は上記に加え、特例控除(所得割額の2割を上限)が受けられます。

住宅借入金等特別税額控除

所得税について住宅ローン控除を受けた場合、所得税から控除しきれなかった額が、翌年分の県民税及び市町村民税から控除されます。

対象 平成11(1999)年から平成18(2006)年まで、又は平成21(2009)年から令和7(2025)年までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった控除額がある場合

申告と納税

● 3月15日までに住所地の市町村に申告書を提出しなければなりません。ただし、税務署に所得税の確定申告書を提出した人や給与所得のみの方は、この必要はありません。

● 納税方法は次のとおりとなります。

・給与所得者の方

6月から翌年5月までの年12回に分けて、毎月の給与から特別徴収(給与からの差引き)されます。

・公的年金受給者の方

65歳以上の公的年金を受給されている方で、個人住民税を納税する義務がある方についての個人住民税は特別徴収(公的年金からの引き落とし)となります。

年6回に分けて、支給される年金から特別徴収されます。

・上記以外の方

お住まいの市町村から送付される納税通知書(納付書)により、年4回金融機関や市役所・町役場の窓口等で納めることになっています。

法人の県民税

納める人

区 分	均等割	法人税割
県内に事務所、事業所(本店・支店・工場など)を設けている法人	○	○
県内に寮・宿泊所・クラブなどのみがある法人	○	—
県内に事務所等又は寮等を設けている、法人でない社団又は財団 で代表者や管理人の定めがあるもの	収益事業を行うもの	○
	収益事業を行わないもの	—
非課税に該当しない公益法人など	収益事業を行うもの	○
	収益事業を行わないもの	○

○が申告・納税義務があることを示します。

納める額

● 均等割……資本金等の額(注)に応じて定額

区 分	従前の均等割額	平成 20(2008)年 4月1日から(改正後)
下記以外の法人	年額 20,000円	年額 21,400円
資本金等の額が 1,000 万円を超え1億円以下の法人	年額 50,000円	年額 53,500円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額 130,000円	年額 139,100円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額 540,000円	年額 577,800円
資本金等の額が50億円を超える法人	年額 800,000円	年額 856,000円

(注) 平成 27(2015)年4月1日以後に開始する事業年度分から、税率区分の基準である「資本金等の額」について、法人税法に規定する資本金等の額に無償増資の額を加算し、無償減資又は資本準備金等を取り崩して欠損てん補等に充てた額を控除するとともに、当該加減算後の「資本金等の額」が、「資本金」と「資本準備金」の合計額を下回る場合は、「資本金」と「資本準備金」の合計額を、均等割の税率区分の基準とすることになりました。

なお、平成 27(2015)年4月1日より前に開始する事業年度については、税率区分の基準である「資本金等の額」は、法人税法第2条第 16 号又は第 17 号の2に規定する額をいいます。

● 平成20(2008)年4月1日以後に開始する各事業年度分から「とちぎの元気な森づくり県民税」として従前の均等割額の7%が加算されています。(P18参照)

● 法人税割……法人税額×次の税率

区 分	税 率	
	令和元(2019)年 9月30日まで(改正前)	令和元(2019)年 10月1日から(改正後)
・資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ・法人税額が年1千万円を超える法人 ・保険業法に規定する相互会社	4.0%	1.8%
上記以外の法人	3.2%	1.0%

● 法人県民税法人税割の税率は、令和元(2019)年10月1日以後に開始する事業年度から、改正後の税率が適用されます。

● 平成28(2016)年度地方税制改正において、地域間の財源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割(県民税、市町村民税)の税率を引下げ、その引下げ分に相当する額については、地方法人税(国税)を拡充し、地方交付税原資とすることになりました。

地方法人税は、法人税を納める義務のある法人が、法人税額を課税標準とし、法人税の申告期限までに、国(税務署)に申告納付します。

申告と納税

法人の県民税と法人の事業税を併せて申告し、納めることになっています。

申告の種類		納める税額		申告と納税の期限
①中間申告 (法人税で中間申告の義務がある法人、収入金額課税法人及び外形標準課税法人)	予定申告	法人県民税	前事業年度の法人税割額 × 6 / 前事業年度の月数 + 均等割額	事業年度開始の日から 6か月を経過した日から 2か月以内
		法人事業税	前事業年度の税額 / 前事業年度の月数 × 6	
	仮決算に基づく 中間申告	法人県民税	法人税額 × 税率 + 均等割額	
		法人事業税	仮決算の所得(収入)金額 × 税率 ※仮決算の所得割(収入割)、付加価値割及び資本割の合算額	
②確定申告 (③④に該当するものを除く)		法人県民税	(法人税額 × 税率 + 均等割額) - 中間納付額	事業年度終了の日から 2か月以内(注1)
		法人事業税	所得(収入)金額 × 税率 - 中間納付額 ※(各事業年度に係る所得割(収入割)、付加価値割及び資本割の合算額) - 中間納付額	
③解散法人の申告	清算中の事業年度が終了した場合の申告	法人県民税	法人税額 × 税率 + 均等割額	事業年度終了の日から 2か月以内
		法人事業税	所得(収入)金額 × 税率 ※清算中の事業年度に係る所得割(収入割)及び付加価値割の合算額	
	残余財産が確定した場合の申告	法人県民税	法人税額 × 税率 + 均等割額	残余財産確定の日から 1か月以内(注2)
		法人事業税	所得金額 × 税率	
④公共法人、公益法人等で法人税が課税されないもの		法人県民税	均等割額	4月30日

※は、外形標準課税対象法人(P20 参照)に適用

(注1) 定款等の定め又は特別な事情により、各事業年度終了の日から2月以内に定時総会が招集されない常況にある法人にあつては、3か月(連結法人は4か月)以内。

会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度の終了の日から3月以内に定時総会が招集されない常況にある法人にあつては、6か月を超えない範囲で知事が指定する月数の期間内。

(注2) 残余財産確定の日から1か月以内に、残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる前日まで

● 2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人については、分割基準により関係都道府県ごとにあん分計算した税額を申告納付します。

● 以下の法人は、令和2(2020)年4月1日以降に開始する事業年度の法人県民税・法人事業税について eLTAX による申告が義務化されます。

(1)事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人

(2)相互会社、投資法人、特定目的会社

インターネットでカンタン申告「eLTAX」
詳しくは、[eLTAX ホームページ](#)をご覧ください。

県民税利子割

納める人

県内の金融機関などから利子等(預貯金の利子のほか、懸賞金付預貯金等の懸賞金等、定期積金の給付補填金などの金融類似商品の収益も含みます。)の支払を受ける個人

※平成28(2016)年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子等は利子割の課税対象から除外され、配当割の課税対象となりました。(特定公社債とは国債、地方債、外国債、公募公社債等です。)

※平成28(2016)年1月1日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人は除外されました。

これに伴い、法人県民税法人税割からの利子割控除も廃止されます。

納める額

支払を受ける利子等の額×5%

(このほかに所得税及び復興特別所得税として15.315%を税務署に納付)

非課税

● 障害者等に対する利子

・少額預金の利子……元本350万円まで

・少額公債の利子……元本350万円まで

・郵便貯金の利子……元本350万円まで(郵政民営化前に預け入れられた定期性郵便貯金に限ります。)

(注) 障害者等とは、身体障害者、寡婦年金受給者などをいいます。

● 財形住宅・財形年金貯蓄の利子…合計貯蓄額550万円まで

申告と納税

利子等の支払をする金融機関などが毎月10日までに前月分をまとめて申告し、納めることになっています。

その他

収入額の59.4%が市町村に交付されます。

県民税配当割

納める人

県内に住所を有し、株式会社などから配当等(一定の上場株式等の配当等)の支払を受ける個人

※平成28(2016)年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子等と割引債の償還差益(特定口座に支払われるものを除きます。)が配当割の課税対象に加わりました。(特定公社債とは国債、地方債、外国債、公募公社債等です。)

納める額

支払を受ける配当等の額×5%

(このほかに所得税及び復興特別所得税として15.315%を税務署に納付)

申告と納税

配当等の支払をする株式会社などが毎月10日までに前月分をまとめて申告し、納めることになっています。

※源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割

上場株式等の配当等のうち源泉徴収選択口座(所得税において源泉徴収ありを選択した特定口座)に受け入れたもの(源泉徴収選択口座内配当等)に係る配当割の額は、当該口座内に上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、その年中の源泉徴収選択口座内配当等の額の総額とその上場株式等の譲渡損失の金額との間で損益通算をした残額に税率を乗じて計算した金額となります。

この場合、源泉徴収選択口座内配当等の支払を取り扱う証券会社等が、翌年1月10日までに申告し、納めることになっています。

その他

収入額の59.4%が市町村に交付されます。

県民税株式等譲渡所得割

納める人

県内に住所を有し、証券会社等から株式等の譲渡益(源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡に係る所得金額)の支払を受ける個人

※平成28(2016)年1月1日以後の源泉徴収口座内の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等が株式等譲渡所得割の課税対象に加わりました。(特定公社債とは国債、地方債、外国債、公募公社債等です。)

納める額

支払を受ける株式等譲渡益の額×5%
(このほかに所得税及び復興特別所得税として15.315%を税務署に納付)

申告と納税

株式等の譲渡益の支払をする証券会社等が年間の損益を通算し、翌年の1月10日までに申告し、納めることになっています。

その他

収入額の59.4%が市町村に交付されます。

とちぎの元気な森づくり県民税

森林は、きれいな空気や水を育み、地球温暖化の防止にも貢献するなど様々な働きを持っています。しかし、現在森林の高齢化や境界等が不明な森林の増加などが課題となっています。

そこで県では、森林の若返りなどに取り組み、元気な森を次世代に引き継いでいくために、「とちぎの元気な森づくり県民税」を導入して県民の皆様にご負担いただいております。豊かな森林を守り育てるために、ご協力をお願いします。

納める人

県民税均等割の納税義務者と同じです。

- 個人……県内に住所、家屋敷等を有する個人（P11参照）
- 法人……県内に事務所等を有する法人（P14参照）

納める額

従前の県民税均等割に次の金額が加算されます。

- 個人……年額700円（課税期間は、平成20(2008)年度分から令和9(2027)年度分まで）
- 法人……従前の均等割額(P14参照)の7%（課税期間は、平成20(2008)年4月1日から令和10(2028)年3月31日までの間に開始する各事業年度分）

納める方法

県民税均等割額に上記の金額を加算し、県民税の一部として納めていただきます。

- 個人
 - ・県民税が給与から差引きの方…1年分を6月から翌年5月までの12か月に分けて毎月の給与から差し引かせていただきます。
 - ・上記以外の方……………お住まいになっている市や町からの納税通知書により納めていただきます。
- 法人
 - 平成20(2008)年4月1日以後に開始する事業年度分から申告し、納めます。

使いみち

納めていただいた税金で主に次の事業を行っていきます。

- 森林の若返りに向けた伐採後の植栽・下刈り、獣害対策などへの支援
- 里山林の持続的な保全のための支援
- 森林を適正に整備・管理していくための地籍調査への支援

とちぎの元気な森づくり県民税の導入の趣旨や使いみちについては、県環境森林政策課（TEL028-623-3302）にお問い合わせください。

とちぎの元気な森づくり県民税事業

検索

事業税

個人の事業税

納める人

県内に事務所・事業所を持ち、次の事業を行う個人

区分	事業の種類
第一種事業	物品販売業、不動産貸付業、製造業、駐車場業、運送業、請負業、飲食店業、その他一般の営業等の37業種
第二種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業の3業種
第三種事業	医業、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業、弁護士業、装蹄師業、コンサルタント業、理容業、美容業、その他の自由業等の30業種

納める額

◆ 税額の計算方法

$$\boxed{\text{前年の事業の総収入金額}} - \boxed{\text{(事業専従者給与(控除)額を含む)事業の必要経経費}} = \boxed{\text{所得金額}}$$
$$\boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{各種控除額(注1)}} \times \boxed{\text{税率(注2)}} = \boxed{\text{税額}}$$

● 所得金額の計算方法は、原則として所得税における事業所得又は不動産所得の計算方法と同じですが、個人の事業税では、青色申告特別控除の適用はありません。

● 事業専従者給与(控除)額は、次のとおりです。

・青色申告者 … 青色事業専従者に支払われた給与額

・白色申告者 … $\left\{ \begin{array}{l} \text{配偶者} \ 86\text{万円} \\ \text{その他} \ 50\text{万円} \end{array} \right.$

(注1) 各種控除額

- ・事業主控除 … 290万円 (事業期間が1年に満たない場合は、月割)
- ・損失の繰越控除 (青色申告者のみ)
- ・被災事業用資産の損失の繰越控除
- ・事業用資産の譲渡損失の控除・繰越控除 (繰越控除は、青色申告者のみ)

(注2) 税率

- ・第一種事業 … 5%
- ・第二種事業 … 4%
- ・第三種事業 … 5%

ただし、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業は3%

申告と納税

● 申告

・3月15日までに事務所・事業所所在地の都道府県に申告しなければなりません。所得税の確定申告書又は住民税の申告書を提出した人は、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。

・年の途中で事業をやめた人は、やめた日から1か月以内に申告することになっています。

● 納税

県税事務所から送付される納税通知書(納付書)により8月(第1期)と11月(第2期)に納めることになっています。

なお、税額が1万円以下の場合は第1期に一括して納めます。

個人の事業税・自動車税(種別割)の納税は便利な口座振替で(詳しくはP39参照)

法人の事業税

納める人

区 分	法人事業税	
県内に事務所、事業所(本店・支店・工場など)を設けている法人	○	
県内に寮・宿泊所・クラブなどのみがある法人	—	
県内に事務所等又は寮等を設けている、法人でない社団又は財団で 代表者や管理人の定めがあるもの	収益事業を行うもの	○
	収益事業を行わないもの	—
公益法人	収益事業を行うもの	○
	収益事業を行わないもの	—

○が申告・納税義務があることを示します。

納める額

区 分	法人の種類	課税標準の区分	税 率			
			令和元 (2019)年 10月1日 から (1)	令和2 (2020)年 4月1日 から (2)	令和4 (2022)年 4月1日 から (3)	
①所得金額 課税法人 (②、③、 ④以外の 法人)	普通法人	所得のうち年400万円以下の金額	3.5%	3.5%	3.5%	
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.3%	5.3%	5.3%	
		所得のうち年800万円を超える金額	7.0%	7.0%	7.0%	
	特別法人 (農業協同組合、信用 金庫、医療法人等)	3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人	7.0%	7.0%	7.0%	
		所得のうち年400万円以下の金額	3.5%	3.5%	3.5%	
		所得のうち年400万円を超える金額	4.9%	4.9%	4.9%	
②収入金額 課税法人	電気供給業(送配電部 門)、導管ガス供給業、 保険業、貿易保険業	収入割 収入金額	1.0%	1.0%	1.0%	
		収入割 収入金額	1.0%	1.0%	0.48%	
	特定ガス供給業を行う 法人	付加価値割 付加価値額	—	—	0.77%	
		資本割 資本金等の額(注)	—	—	0.32%	
③外形標準 課税法人	各事業年度末の資本 金の額又は出資金の 額が1億円を超える法 人(②及び④、公益法 人、特別法人等を除 く)	所得割	所得のうち年400万円以下の金 額	0.4%	0.4%	1.0%
			所得のうち年400万円を超え 800万円以下の金額	0.7%	0.7%	
			所得のうち年800万円を超える 金額	1.0%	1.0%	
			3以上の都道府県に事務所又は 事業所を設けて事業を行う法人	1.0%	1.0%	1.0%
	付加価値割 付加価値額	1.2%	1.2%	1.2%		
	資本割 資本金等の額(注)	0.5%	0.5%	0.5%		

④電気供給業を行う法人(送配電部門を除く)	各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	収入割	収入金額	1.0%	0.75%	0.75%
		付加価値割	付加価値額	—	0.37%	0.37%
		資本割	資本金等の額(注)	—	0.15%	0.15%
	上記以外の法人	収入割	収入金額	1.0%	0.75%	0.75%
		所得割	所得金額	—	1.85%	1.85%

(注) 平成27(2015)年4月1日以後に開始する事業年度分から、資本割の課税標準である「資本金等の額」について、法人税法に規定する資本金等の額に無償増資の額を加算し、無償減資又は資本準備金等を取り崩して欠損てん補等に充てた額を控除するとともに、当該加減算後の「資本金等の額」が、「資本金」と「資本準備金」の合計額を下回る場合は、「資本金」と「資本準備金」の合計額を、資本割の課税標準とすることになりました。

なお、平成27(2015)年4月1日より前に開始する事業年度については、資本割の課税標準は、上記の加減算後の「資本金等の額」となります。

分割基準

法人事業税の分割基準は、平成29(2017)年3月31日以後に終了する事業年度から次のとおりになっています。

事業		分割基準
非製造業	銀行業、証券業、保険業、運輸・通信業、卸売・小売業、建設業、サービス業等	課税標準の1/2: 従業者数 課税標準の1/2: 事務所・事業所数
	製造業	従業者数 (資本金又は出資金の額が1億円以上の法人は工場の従業者数を1.5倍)
鉄道事業、軌道事業		軌道の延長キロメートル数
ガス供給業、倉庫業		事務所等の固定資産の価額
電気供給業	発電事業	課税標準の3/4: 事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4: 事務所等の固定資産の価額
	一般送配電事業、送電事業及び特定送配電事業	課税標準の3/4: 事務所等の所在する都道府県において発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路の電力の容量(Kw) 課税標準の1/4: 事務所等の固定資産の価額
	小売電気事業	課税標準の1/2: 従業者数 課税標準の1/2: 事務所・事業所数

申告と納税

法人の県民税の「申告と納税」(P15)参照。

特別法人事業税・特別法人事業譲与税

平成31(2019)年度地方税制改正において、法人事業税の一部を分離し「特別法人事業税」及び「特別法人事業譲与税」が創設されました。

● 特別法人事業税(国税)

法人事業税(所得割・収入割)の税額を課税標準とし、法人事業税と併せて都道府県に申告し、納めることになっています。

	区 分	課税標準	令和元(2019)年 10月1日から(1)	令和2(2020)年 4月1日から(2)	令和4(2022)年 4月1日から(3)
特別法人事業税 の税率	所得課税普通法人	所得割額 (税額)	37.0%	37.0%	37.0%
	所得課税特別法人		34.5%	34.5%	34.5%
	外形標準課税法人		260.0%	260.0%	260.0%
	電気供給業を行う法人 (送配電部門を除く)	収入割額 (税額)	30.0%	40.0%	40.0%
	特定ガス供給業を行う法人		30.0%	30.0%	62.5%
	収入金課税法人		30.0%	30.0%	30.0%

● 特別法人事業譲与税(令和2(2020)年度から譲与)

特別法人事業税の税収は、人口であん分され、国から都道府県に交付されます。

地方法人特別税・地方法人特別譲与税

平成20(2008)年度地方税制改正において、地域間の税源偏在の是正に早急に対応するための暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、「地方法人特別税」及び「地方法人特別譲与税」が創設されました。当該、暫定措置は令和元(2019)年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止されました。

● 地方法人特別税(国税)

法人事業税(所得割・収入割)の税額を課税標準とし、法人事業税と併せて都道府県に申告し、納めることになっています。

	区 分	課税標準	平成26(2014)年 10月1日から	平成27(2015)年 4月1日から	平成28(2016)年 4月1日から
地方法人特別税 の税率	所得金額課税法人	所得割額 (税額)	43.2%	43.2%	43.2%
	外形標準課税法人		67.4%	93.5%	414.2%
	収入金額課税法人	収入割額 (税額)	43.2%	43.2%	43.2%

● 地方法人特別譲与税(平成21(2009)年度から譲与)

地方法人特別税の税収は、人口(1/2)及び従業者数(1/2)であん分され、国から都道府県に譲与されます。

地方消費税

この税金は、地方分権の推進、地域福祉の充実のため消費に広く負担を求めるもので、消費税(国税)と同様に取引の各段階で課税されます。

納める人

- 課税資産の譲渡等を行った事業者……………譲渡割(国内取引)
- 課税貨物を保税地域から引き取る者……………貨物割(輸入取引)

※保税地域とは、外国から日本に運び込んだ貨物を置いていても、関税の支払が猶予される場所です。

納める額

区 分	令和元(2019)年10月1日から	
消 費 税	7.8%	6.24%
地方消費税	2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
合 計	10.0%(標準税率)	8.0%(軽減税率)

※地方消費税のうち12/22は、社会保障の財源に充てられています。

申告と納税

- 譲渡割については当分の間、消費税の申告と併せて所轄の税務署に申告し、納付します。
- 貨物割については消費税と併せて税関に申告し、納付します。

そ の 他

- 国から各都道府県に払い込まれた後、都道府県ごとの消費に相当する額に応じてあん分し、清算されます。
- 都道府県間の清算後の収入額の2分の1が市町村に交付されます。

【都道府県間の清算基準】

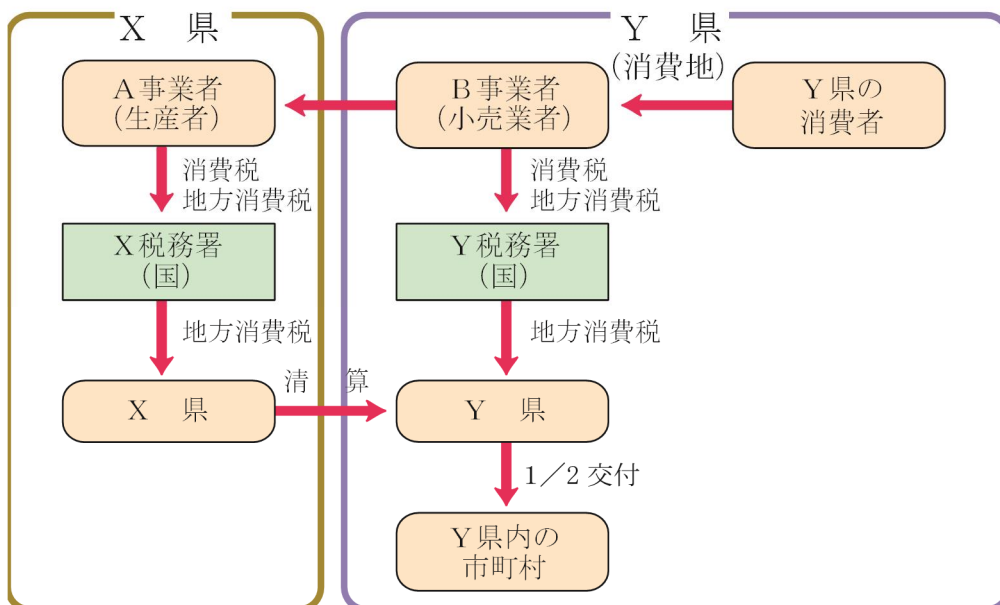
指 標	ウェイト
「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業 対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」 の合算額	1/2
「人口(国勢調査)」	1/2

【市町村への交付基準】(注)

指 標	ウェイト
「人口(国勢調査)」	1/2
「従業者数(経済センサス基礎調査)」	1/2

(注) 社会保障財源分については、人口のみによりあん分します。

地方消費税のしくみ



不動産取得税

納める人

- 土地を売買、贈与、交換、寄附などによって取得した人
- 家屋を建築(新築、増築、改築)、売買、贈与などによって取得した人
(注1) 相続により不動産を取得した人は、課税になりません。

納める額

不動産の価格(課税標準)×税率=納める額(税額)

- 不動産の価格(課税標準)

不動産の価格(課税標準)とは、家屋を建築(新築・増築・改築)した場合には、固定資産評価基準により評価した価格となり、土地や家屋を売買贈与などで取得した場合には、原則として市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格となります。

宅地等を取得した場合には、不動産の価格(課税標準)が次のとおり軽減されます。

令和6(2024)年3月31日までの取得……………2分の1

- 税率

住宅以外の家屋 4%

住宅及び土地 3% ※令和6(2024)年3月31日までの取得に限ります。

住宅及び住宅用土地に関する軽減

- 一定の条件を満たす住宅 又はその住宅用の土地を取得した場合には、申請により控除又は減額されます。

	適用される場合	控除額又は減額
住宅に関する軽減	住宅を新築した場合、新築未使用住宅を購入した場合	1戸につき1,200万円を価格から控除(注2) (共同住宅の場合は1区画ごとの価格から控除)
	個人が中古住宅を取得した場合	中古住宅の新築当時の住宅控除額を価格から控除
住宅用土地に関する軽減	土地の取得が、住宅の新築前3年以内又は新築後1年以内の場合	土地の税額から次のうち高い方の額を減額 (1)45,000円
	土地の取得が、中古住宅の取得前1年以内又は取得後1年以内のとき	(2)土地の1㎡当たりの価格(注3) ×住宅の床面積の2倍(200㎡を限度)×3%
	新築後1年以内の土地付き未使用住宅を取得した場合	

(注2) 認定長期優良住宅の取得が令和6(2024)年3月31日までに行われた場合は、価格から1,300万円が控除されます。

認定長期優良住宅とは、一定以上の住宅性能(耐久性、耐震性、可変性、維持保全の容易性)を有し、建築に当たって維持保全に関する計画が作成された住宅で、所管する行政庁が認定したものをいいます。

(注3) 土地の1㎡当たりの価格は、不動産の価格に2分の1を乗じた額を土地の面積で除した額となります。

- 一定の条件を満たす住宅

住宅の区分	条件
新築住宅・新築未使用住宅	延床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅 (戸建以外の貸家住宅については、1区画の床面積が40㎡以上240㎡以下の住宅)
増築、改築した住宅	増築又は改築後の延床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅
中古住宅(耐震基準適合既存住宅) (一戸建・マンション等)	延床面積が50㎡以上240㎡以下の自己居住用の住宅でかつ昭和57(1982)年1月1日以降に新築された住宅(注4)

(注4) 昭和56(1981)年12月31日以前に新築された住宅は、新耐震基準に適合していることの証明書が必要です。

※個人が耐震基準適合既存住宅でない中古住宅を取得した場合も、一定の要件を満たしたときは、住宅及びその土地に関する軽減措置を受けられる場合があります。

控除等

- 公共事業のために不動産を収用された人、譲渡した人又は移転補償を受けた人が、一定の期間内に代わりの不動産を取得した場合には、不動産取得税の控除又は減額が受けられます。
- 栃木県県税条例の規定により、災害による被害を受けた不動産の代わりの不動産の取得などに対しては、不動産取得税の減免が受けられます。

免税

- 価格が10万円未満の土地を取得したとき。
- 価格が23万円未満の家屋を建築(新築・増築・改築)したとき又は価格が12万円未満の家屋を取得(建築を除く)したとき。

申告と納税

- 県税事務所から送付される納税通知書により定められた期限までに納めることになっています。

税額の計算例

令和5(2023)年5月に土地を購入し、同年10月、その土地の上に住宅を新築しました。

この場合の不動産取得税を計算してみます。

【土地】面積 250㎡ 不動産の価格 1,000万円

【住宅】延床面積 150㎡ 不動産の価格 1,500万円

【1】住宅の税額

①この住宅は、延床面積150㎡で、50㎡以上 240㎡以下の住宅なので、1戸につき 1,200万円

(※認定長期優良住宅の場合は1,300万円)を価格から控除する軽減措置が受けられます。

②課税標準額 1,500万円 - 1,200万円 = 300万円

③税額の計算 300万円 × 3% = 9万円(1)

(※認定長期優良住宅の場合
②課税標準額 1,500万円 - 1,300万円 = 200万円
③税額の計算 200万円 × 3% = 6万円(1)')

【2】土地の税額

①不動産の価格の2分の1が課税標準額になります。

1,000万円 × 1/2 = 500万円

②減額前の税額の計算

500万円 × 3% = 15万円

③減額申請をすることにより、住宅用土地の軽減措置が受けられます。

・課税標準額の1㎡当たりの額 500万円 ÷ 250㎡ = 2万円

・住宅の床面積の2倍(200㎡が限度) 150㎡ × 2 = 300㎡ ≥ 200㎡ ∴ 200㎡

・減額される額(最低4万5千円)

2万円 × 200㎡ × 3% = 12万円 12万円 ≥ 4万5千円 ∴ 12万円

④減額後の税額の計算

15万円 - 12万円 = 3万円(2)

したがって、納付する税額は、(1) + (2) = 12万円 となります。

(※認定長期優良住宅の場合の納付税額は、(1)' + (2) = 9万円)

県たばこ税

納める人

日本たばこ産業株式会社、特定販売業者(たばこの輸入業者)及び卸売販売業者(以下「卸売販売業者等」といいます。)(この税金は、たばこの小売価格に含まれていますので、最終的にはたばこの消費者が負担することになります。)

納める額

売り渡した紙巻たばこの本数 1,000 本あたり 1,070 円

- 紙巻たばこ以外の製造たばこ(葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ等)については、重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により、課税されます。
- 葉巻たばこのうち1本1グラム未満の軽量な葉巻たばこについては、当該葉巻たばこの本数を紙巻たばこの本数に換算する方法により、課税されます。
- 加熱式たばこについては、重量と価格をもとに紙巻たばこの本数に換算する方法により、課税されます。

(税率:円/1,000本)

	現 行
	R3(2021).10.1~
地方のたばこ税	7,622
都道府県たばこ税	1,070
市町村たばこ税	6,552
(参考)国のたばこ税	7,622

申告と納税

卸売販売業者等が、原則として、毎月末日までに前月分を宇都宮県税事務所に申告し、納めることになっています。

そ の 他

たばこには、県たばこ税のほかにも、国や市町村のたばこ税が課税されています。

たばこ 1 箱(20本入り)に含まれる税金

	原材料・利潤など	
304.88 円 + 消費税と 地方消費 税	国たばこ税 136.04円	国のたばこ税 152.44円
	たばこ特別税 16.40円	
	市町村たばこ税 131.04円	地方のたばこ税 152.44円
	県たばこ税 21.40円	
	消費税と地方消費税	

ゴルフ場利用税

納める人

ゴルフ場を利用した人

納める額

1人1日につき……………300円～1,200円(税率)

ゴルフ場ごとに、利用料金や規模に応じて決定されます。

● 次の方が利用する場合は、非課税となります。

- ・年齢18歳未満又は70歳以上の人
- ・身体等に障害がある人(知的・精神障害、戦傷病者等を含みます。)
- ・国民スポーツ大会のゴルフ競技に参加する選手(公式練習、県予選会を含みます。)
- ・学校の授業又は課外活動として利用する学生、生徒及び引率の教員
- ・オリンピック等の国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手(公式練習を含みます。)

● 栃木県では、次の方が利用する場合は、税率が2分の1に軽減されます。

- ・年齢65歳以上70歳未満の人
- ・(公財)日本ゴルフ協会等県が定める団体が主催する競技会に出場する選手(公式練習を含みます。)
- ・早朝・薄暮の利用者(承認を受けているゴルフ場で、9ホールまでの利用に限られます。)

(注) 非課税、税率の軽減(早朝・薄暮を除く。)とも、ゴルフ場に申請の上、必要事項について運転免許証・マイナンバーカード・身体障害者手帳・学生証等により証明する必要があります。

申告と納税

ゴルフ場の経営者が毎月15日までに前月分をまとめて申告し、納めることになっています。

インターネットでカンタン申告「eLTAX」

詳しくは、[eLTAX ホームページ](#)をご覧ください。

※令和5(2023)年10月16日利用開始

その他

収入額の70%がゴルフ場所在の市町村に交付されます。

軽油引取税

納める人

特約業者又は元売業者から軽油の引取りをした人(この税金は、軽油代金に含まれていますので、最終的には軽油の消費者が負担することになります。)

また、販売業者などが、自動車の燃料として灯油などを販売した場合や軽油を輸入した場合には、その販売又は輸入した人

納める額

1キロリットルにつき.....	32,100円
-----------------	---------

免 税

自動車の燃料以外で農業用、林業用などの法律で定める特定の用途に軽油を使用する場合は、県税事務所に申請して免税証の交付を受け、これと引き換えに軽油を購入したときに限り免税となります。

申告と納税

特約業者又は元売業者が軽油の納入地所在の都道府県(栃木県は栃木県税事務所)に毎月末日までに前月分をまとめて申告し、納めることになっています。

また、灯油などを自動車の燃料として販売した人も同様に申告し、納めることになっています。

なお、軽油を輸入する人は、輸入の許可の時までに、その都度申告して納めることになっています。

製造等の承認

次のような場合には、知事の承認が必要になります。

- 軽油に灯油や重油などを混和するとき。
- 灯油と重油を混和することなどによって軽油を製造するとき。
- 灯油や重油などを自動車の燃料として譲渡するとき。
- 灯油や重油などを自動車の燃料として消費するとき。

不正軽油に関する主な罰則

軽油引取税を脱税した場合	懲役10年以下 罰金1,000万円以下
製造等の承認を受けずに軽油を作ったり、軽油に灯油などを混和した場合	懲役10年以下 罰金1,000万円以下 (法人重科)3億円以下
不正軽油を製造するための原料や薬品、施設などを提供した場合	懲役7年以下 罰金700万円以下 (法人重科)2億円以下
不正軽油を運搬、保管、取得した場合	懲役3年以下 罰金300万円以下 (法人重科)1億円以下

不正軽油撲滅！

不正軽油は、主に税金が課税されていない灯油や重油を、軽油等と不正に混ぜて製造し、「軽油」と偽って販売又は使用されるため、軽油引取税が納められていません。

こうした不正軽油の製造、販売、使用は、脱税行為であるばかりでなく、ディーゼル車の排ガス中の有害物質を増加させる等、環境に悪い影響を与えるものです。

県では、不正軽油撲滅のため、事業所等に対する調査や県内幹線道路等での自動車の燃料抜取調査を実施しています。調査への御協力をお願いします。

- 不正軽油であると知りながら購入すると、地方税法違反で処罰されることがあります。

購入する際には、出荷元を確認するなど十分注意してください。

不正軽油110番

県と関係団体で構成される不正軽油撲滅推進協議会では、不正軽油の撲滅に取り組んでいます。不正軽油に関する情報を「不正軽油110番」にお寄せください。

不正軽油 110番

☎ 0282-23-3862

FAX 0282-23-3879

栃木県税事務所(軽油引取税調査担当)



こちらの二次元コードをスマートフォン等で読み取り、表示された入力フォームから情報提供することができます。

栃木県不正軽油撲滅推進協議会

栃木県石油商業組合、(一社)栃木県トラック協会、(一社)栃木県バス協会
栃木県砕石工業協同組合、(一社)栃木県建設業協会
国土交通省関東運輸局栃木運輸支局、栃木県、栃木県警察本部

自動車税

環境性能割

納める人

自動車を取得した人(ただし、ローンで購入した自動車で売主がその所有権を留保しているときは買主)

納める額

取得した自動車の環境性能に応じて、自動車の取得価額の1、2、3%(営業用は最大2%)

- 電気自動車等の一定の自動車は非課税となります。

乗用車の場合

区 分		税 率 (注3)	
		自 家 用	営 業 用
電気自動車等		非課税[非課税]	非課税[非課税]
ガソリン車	令和12年度基準85%達成 (注1)		
LPG車	令和12年度基準80%達成 (注1)	1%[1%]	
クリーンディーゼル車	令和12年度基準75%達成 (注1)	1%[2%]	非課税[0.5%]
ハイブリッド車	令和12年度基準70%達成 (注1)	2%[2%]	0.5%[0.5%]
	令和12年度基準65%達成 (注1)	2%[3%]	0.5%[1%]
	令和12年度基準60%達成 (注1)		1%[1%]
上記以外又は令和2年度基準未達成		3%[3%]	2%[2%]

(注1) H30 排出ガス基準から窒素酸化物等 50%低減(★★★★)又は H17 排出ガス基準から窒素酸化物等 75%低減(★★★★)に限ります。

(注2) 令和4(2022)年4月から令和5(2023)年12月までの間に取得したクリーンディーゼル車については、非課税となります。

(注3) []内は、令和6(2024)年1月以降に取得した自動車に対して適用される税率です。

免 税

取得したときの「取得のために通常要する価額」が50万円以下のとき。

免 除

心身に障害がある人などの移動のために使用すると認められる自動車で、障害の程度等一定の条件を満たす場合は、申請により免除されます。

申告と納税

自動車を取得した人が、運輸支局に登録申請をする際、自動車税事務所に申告し、納めることになっています。

そ の 他

- 収入額の40.85%が県内の市町に交付されます。
- 令和元(2019)年10月1日から新設されました。

特 例 措 置

以下の特例措置があります。

- バリアフリー性能の優れた自動車の取得に係る自動車税(環境性能割)の課税標準の特例措置
- 先進安全自動車(ASV)の取得に係る自動車税(環境性能割)の課税標準の特例措置
- クリーンディーゼル乗用車の取得に係る自動車税(環境性能割)の非課税措置

種別割

納める人

自動車の所有者（ただし、ローンで購入した自動車で売主がその所有権を留保しているときは買主）

納める額

主なものは次のとおりです。

区 分		税 率			
		自家用		営業用	
		令和元年9月30日 以前初回新規登録	令和元年10月1日 以後初回新規登録		
乗用車	総排気量 1ℓ以下(電気自動車を含む)	29,500円	25,000円	7,500円	
	〃 1ℓ超 1.5ℓ以下	34,500円	30,500円	8,500円	
	〃 1.5ℓ超 2ℓ以下	39,500円	36,000円	9,500円	
	〃 2ℓ超 2.5ℓ以下	45,000円	43,500円	13,800円	
	〃 2.5ℓ超 3ℓ以下	51,000円	50,000円	15,700円	
	〃 3ℓ超 3.5ℓ以下	58,000円	57,000円	17,900円	
	〃 3.5ℓ超 4ℓ以下	66,500円	65,500円	20,500円	
トラック	貨客兼用車 (最大積載量 1トン以下)	総排気量 1ℓ以下	13,200円		10,200円
		〃 1ℓ超 1.5ℓ以下	14,300円		11,200円
		〃 1.5ℓ超	16,000円		12,800円
	最大積載量1トン以下		8,000円		6,500円
	〃 1トン超2トン以下		11,500円		9,000円
	〃 2トン超3トン以下		16,000円		12,000円
	〃 3トン超4トン以下		20,500円		15,000円
バス	乗車定員30人以下	33,000円		12,000円	

※バスの営業用については、一般乗合用の税率

減 免

- 心身に障害がある人などの移動のために使用すると認められる自動車で、障害の程度等一定の条件を満たす場合は、申請により減免されます。
- 申請の際には、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかと運転免許証等の提示が必要です。

申告と納税

- 自動車税事務所から送付される納税通知書により毎年4月1日現在の所有者が5月末日までに納めることになっています。
 - 4月1日以後に新しく自動車を購入するなど年度の途中で納税の義務が発生した場合は、運輸支局に登録申請をする際、自動車税事務所に申告し、月割による額を納めることになっています。
- ※4月1日現在の所有者は、その自動車が抹消登録されない限り、1年分の納税義務を負うことになります。

お 願 い

次のような場合には、自動車税事務所にその旨を申告するほか、運輸支局で登録の手続きをしてください。

- 登録を受けていない自動車の使用を開始する場合 …………… 新規登録
- 自動車を下取りに出したり、他の人に譲った場合…………… 移転登録
- 自動車を解体したり、使用しなくなった場合 …………… 抹消登録
- 自動車を持っている人の住所などが変わった場合 …………… 変更登録

これらの手続を忘れると、自動車税(種別割)の納税通知書が届かなかったり、譲渡・解体したはずの自動車についても自動車税(種別割)が課税されることがありますので、注意してください。

自動車税(種別割)・個人の事業税の納税は便利な口座振替で(詳しくはP39参照)

その他

- 令和元(2019)年10月1日以後、従来の自動車税は「自動車税(種別割)」となりました。

自動車税のグリーン化特例

電気自動車等の一定の環境負荷の小さい自動車は初回新規登録の翌年度の1年間に限り自動車税(種別割)の税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は自動車税(種別割)の税率を重くするしくみ(いわゆる「自動車税のグリーン化特例」)が導入されています。

- 令和5(2023)年度に税率が軽減される自動車(軽課)
令和4(2022)年度に初回新規登録された次の自動車
(軽課期間は、初回新規登録の翌年度の1年間)

対 象 自 動 車		軽減率
自家用 営業用	電気自動車(燃料電池自動車を含む)、プラグインハイブリッド自動車	概ね 75% 軽減
	天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合又は、平成21年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx(窒素酸化物)10%以上低減)	
営業用 のみ	ガソリン・LPG 乗用車 「低排出ガス車☆☆☆☆」かつ「令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車」	ディーゼル乗用車 「平成30年又は平成21年排出ガス基準適合」かつ「令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車」
	ガソリン・LPG 乗用車 「低排出ガス車☆☆☆☆」かつ「令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車」	ディーゼル乗用車 「平成30年又は平成21年排出ガス基準適合」かつ「令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車」

※「低排出ガス車☆☆☆☆」:低排出ガス車の認定を受けた自動車で、「平成30年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 等50%以上低減達成」又は、「平成17年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 等75%以上低減達成」した自動車です。

※自動車の燃費基準達成状況は、自動車検査証の備考欄より確認できます。

※車種ごとの燃費一覧等は、国土交通省のホームページでご覧になれます。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn10_000002.html

- 税率が重くなる自動車(重課)

初回新規登録から一定年数(ガソリン車・LPG 車は13年、ディーゼル車は11年)を経過した自動車については、次のとおり自動車税(種別割)の税率が重くなります。

令和5(2023)年度に重課される自動車

対 象 自 動 車	重 課 率
平成22(2010)年3月31日以前に初回新規登録されたガソリン車又はLPG車	概ね15%重課 (注)
平成24(2012)年3月31日以前に初回新規登録されたディーゼル車	

(注) バス、トラック、特種用途自動車(キャンピング車除く)について、重課率は概ね10%となります。

※電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、ガソリンプラグインハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車は、重課の対象から除かれます。

※重課対象となった自動車の税率は、抹消登録されるまで適用されます。

自動車税(種別割)Q&A

Q1 使用していない自動車(種別割)の納税通知書が届いたのですが、どうしてですか？

A1 車検が切れたまま放置している自動車や、壊れて動かなくなった自動車でも抹消登録をしない限り自動車税(種別割)が課税されますので、自動車税(種別割)の納税通知書が送付されます。
この場合、速やかに運輸支局で抹消登録の手続きを行ってください。
抹消登録を行えば、抹消登録した月の翌月から月割で自動車税(種別割)が減額(還付)されます。

Q2 車検を受けたいが、自動車税(種別割)納税証明書が手元にありません。どうしたらよいですか。

A2 平成27(2015)年4月から自動車税納付確認システムが稼働し、県と運輸支局のシステムが連携しているため、車検の時点で未納がなければ、証明書の提示を省略することができます。ただし、納付後すぐ車検を受ける場合は、自動車税事務所または最寄りの県税事務所で、自動車税(種別割)納税証明書の再交付を受けてください。
証明書交付の際は、交付請求者の身分証明書(運転免許証等)の提示が必要となります。
なお、代理人が請求する場合は、委任状または車検証(コピー可)の他、代理人の身分証明書(運転免許証等)の提示が必要となります。
車検に必要な自動車税(種別割)納税証明書の交付手数料は無料です。

Q3 自動車税(種別割)の納税通知書が届かないのですがどうしたらよいですか。

A3 車検証の住所と現在の住所が異なっているため届かないことが考えられます。
自動車税事務所または最寄りの県税事務所まで御連絡ください。
引越などで住所が変更となった場合、住民票を移しただけでは、納税通知書の宛先は変更になりません。運輸支局で車検証の住所変更登録が必要です。
なお、住所変更後、事情により早急に運輸支局で手続きできない場合は、栃木県ホームページ「自動車税(種別割)住所変更届」(電子申請・様式ダウンロード)で納税通知書の宛先を変更することができます。

[自動車税\(種別割\)住所変更 栃木県 電子申請手続き説明](#) [検索](#)

ただし、これにより宛先を変更した場合でも、運輸支局での住所変更登録手続は必要となります。
登録手続きに関するお問い合わせ先(音声ガイダンス)

- ・栃木運輸支局(宇都宮ナンバー、那須ナンバー)・・・050-5540-2019
- ・佐野自動車検査登録事務所(とちぎナンバー)・・・050-5540-2020

Q4 自動車税(種別割)が前年度より高額になっていますが、どうしてですか？

A4 次の二つの場合が考えられます。
まず一つめは、地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から、初回新規登録から一定の年数(ガソリン車・LPG車は13年、ディーゼル車は11年)を経過した環境負荷の大きい自動車については、税率が重く(重課)なる「自動車税のグリーン化特例」が導入されており、今年度からこの対象となったためです(重課対象となった自動車の税率は、抹消登録されるまで適用されます。)
二つめは、「自動車税のグリーン化特例」による軽課措置(Q5参照)の対象ではなくなったためです。グリーン化特例の詳細については、P32を参照してください。

Q5 「自動車税のグリーン化特例」で自動車税(種別割)の軽減対象となる自動車を購入しましたが、何か手続が必要ですか。

A5 「自動車税のグリーン化特例」を受けるにあたっては、特別な手続は必要ありません。
自動車税(種別割)納税通知書を送付するときには、既に軽減した税率で送付しています。
「自動車税のグリーン化特例」による軽減は初回新規登録をした年度の翌年度1年限りです。

鉱区税

納める人

県内に鉱区を持っている鉱業権者

納める額

区 分		税 率
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年額200円
	採掘鉱区	〃 年額400円
石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区	上記税率の2/3
	採掘鉱区	
砂鉱を目的とする鉱区	河床	延長1,000メートルごとに年額600円
	その他のもの	面積100アールごとに年額200円

申告と納税

- 鉱業権の取得・消滅又は住所などを変更した日から7日以内に宇都宮県税務所に申告しなければなりません。
- 宇都宮県税務所から送付される納税通知書により毎年4月1日現在の鉱業権者が5月末日までに納めることになっています。
- 年度の途中で納税の義務が発生した場合は、納税通知書により定められた期限までに月割による額を納めることになっています。

狩猟税

狩猟税は、鳥獣の保護及び狩猟に関する費用に使われる目的税です。

納める人

狩猟者の登録を受ける人

納める額

狩猟免許の種類	区 分	税率(注2)
第1種銃猟免許(注1) (空気銃以外の銃器)	県民税の所得割の納付を要する人	16,500円
	県民税の所得割の納付を要しない人(注3)	11,000円
網猟免許 わな猟免許(なげ網、わな等)	県民税の所得割の納付を要する人	8,200円
	県民税の所得割の納付を要しない人(注3)	5,500円
第2種銃猟免許(空気銃)	—	5,500円

(注1) 第1種銃猟免許を持つ人が第1種銃及び第2種銃を使用する場合には、第1種銃猟免許に係る登録についてののみ納税となります。

(注2) 放鳥獣猟区にのみ係る狩猟者の登録については、税率が1/4に軽減されます。

(注3) 県民税の所得割の納付を要しない人であっても、所得割の納付を要する人の扶養を受けている人(農林・水産業に従事している人を除く。)はそれぞれ16,500円、8,200円になります。

特例措置

狩猟登録者	特例措置	適用期限
対象鳥獣捕獲員	課税免除	平成27(2015)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までの間の狩猟者登録
認定鳥獣捕獲等事業者の従事者	課税免除	平成27(2015)年5月29日から令和6(2024)年3月31日までの間の狩猟者登録
有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲者又はその従事者	税率2分の1	平成27(2015)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までの間の狩猟者登録

申告と納税

狩猟者の登録を受ける際に県の証紙を貼って納めます。

延滞金

税金を納期限までに納めないときにかかります。

● 現行の延滞金の割合

納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間	2.4%
納期限の翌日から1か月を経過した日の翌日以降の期間	8.7%

延滞金の率

①納期限の翌日から 1か月を経過する日 まで	平成11(1999)年12月31日まで	年7.3%
	平成12(2000)年1月1日から 平成25(2013)年12月31日まで	特例基準割合 (注1)
	平成26(2014)年1月1日から 令和2(2020)年12月31日まで	特例基準割合 (注2)+1%
	令和3(2021)年1月1日から	延滞金特例基準割合 (注4)+1%
②上記から納付の日まで	平成25(2013)年12月31日まで	年14.6%
	平成26(2014)年1月1日から 令和2(2020)年12月31日まで	特例基準割合 (注2)+7.3%
	令和3(2021)年1月1日から	延滞金特例基準割合 (注4)+7.3%
③徴収の猶予等又は 納期限の延長	令和2(2020)年12月31日まで	特例基準割合 (注1又は注2)
	令和3(2021)年1月1日から	平均貸付割合 (注3)+0.5%

(注1) 平成25(2013)年12月31日までの特例基準割合は、前年11月末における商業手形の基準割引率に4%を加えた割合をいいます。

(注2) 平成26(2014)年1月1日以降の特例基準割合は、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。

(注3) 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合をいいます。

(注4) 「延滞金特例基準割合」とは、銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加えた割合をいいます。

● 令和3(2021)年1月1日以降の延滞金の割合

納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間

- ・令和3(2021)年1月1日から令和3(2021)年12月31日までは、年2.5%です。
- ・令和4(2022)年1月1日から令和5(2023)年12月31日までは、年2.4%です。

納期限の翌日から1か月を経過した日以降の期間

- ・令和3(2021)年1月1日から令和3(2021)年12月31日までは、年8.8%です。
- ・令和4(2022)年1月1日から令和5(2023)年12月31日までは、年8.7%です。

● 平成26(2014)年1月1日から令和2(2020)年12月31日までの延滞金の割合

納期限の翌日から1か月を経過する日までの8期間

- ・平成26(2014)年1月1日から平成26(2014)年12月31日までは、年2.9%です。
- ・平成27(2015)年1月1日から平成28(2016)年12月31日までは、年2.8%です。
- ・平成29(2017)年1月1日から平成29(2017)年12月31日までは、年2.7%です。
- ・平成30(2018)年1月1日から令和2(2020)年12月31日までは、年2.6%です。

納期限の翌日から1か月を経過した日以後の期間

- ・平成26(2014)年1月1日から平成26(2014)年12月31日までは、年9.2%です。
- ・平成27(2015)年1月1日から平成28(2016)年12月31日までは、年9.1%です。
- ・平成29(2017)年1月1日から平成29(2017)年12月31日までは、年9.0%です。
- ・平成30(2018)年1月1日から令和2(2020)年12月31日までは、年8.9%です。

● 平成25(2013)年12月31日以前の延滞金の割合

納期限の翌日から1か月を経過する日まで

年7.3%[日歩2銭](ただし、平成12(2000)年1月1日から平成25(2013)年12月31日までの期間の延滞金については、特例基準割合(注1)が7.3%の割合に満たない場合は、当該特例基準割合を適用します。)

- ・平成12(2000)年1月1日から平成13(2001)年12月31日までは、年4.5%です。
- ・平成14(2002)年1月1日から平成18(2006)年12月31日までは、年4.1%です。
- ・平成19(2007)年1月1日から平成19(2007)年12月31日までは、年4.4%です。
- ・平成20(2008)年1月1日から平成20(2008)年12月31日までは、年4.7%です。
- ・平成21(2009)年1月1日から平成21(2009)年12月31日までは、年4.5%です。
- ・平成22(2010)年1月1日から平成25(2013)年12月31日までは、年4.3%です。

その後納税の日まで

年14.6%[日歩4銭]

加算金

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税についてかかるもので、次の3種類があります。

● 過少申告加算金

期限内に申告した場合で、その申告額が本来申告すべき額より少額のため、後日増額の申告をしたり、増額の更正を受けた場合にかかります。

納める額……………増差税額の10/100（一部5/100を加重）

● 不申告加算金

期限後に申告した場合又は期限内に申告しなかった場合にかかります。

納める額

期限内に申告しなかった場合……………納付すべき税額の15/100

（50万円を超える部分:20/100、300万円を超える部分:30/100）

期限後に自発的に申告した場合……………納付すべき税額の5/100

※期限から1月以内に自発的に申告した場合で、期限内に申告書を提出する意思があったと認められる一定の場合には、不申告加算金は徴収されません。

● 重加算金

二重帳簿などによって故意に税をまぬがれようとした場合にかかるもので、この場合には過少申告加算金、不申告加算金はかかりません。

納める額

期限内に申告をしている場合……………増差税額の35/100

期限内に申告をしていない場合……………増差税額の40/100

※以下のいずれかの要件にあてはまる場合で、再び不申告加算金または重加算金を課される場合には、上記割合に10/100が加算されます。

・平成29年1月1日以後申告書の提出期限が到来するものについて、過去5年間に不申告加算金または重加算金を課されたことがある場合

・令和6年1月1日以後申告書の提出期限が到来するものについて、前年度及び前々年度に不申告加算金または不申告加算金に代えて重加算金を決定すべきと認められる場合

徴収猶予・申請による換価の猶予・県税の減免

納期限までに税金を納められない等次のような事情がある場合は、申請により、徴収の猶予などが認められる場合があります。管轄の県税事務所又は自動車税事務所にご相談ください。

徴収猶予

- 本人の財産について災害又は盗難にあったとき。
- 本人や家族が病気になったり、負傷したとき。
- 事業をやむを得ない理由により廃業・休業したとき。
- 事業に大きな損失を受けたとき。

申請による換価の猶予

次の2つの要件を両方とも満たす場合。(既に県税を滞納している場合、この換価の猶予制度は利用できません。)

- 県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- 納税について誠実な意思を有すると認められること。

県税の減免

- 個人の事業税で、災害により事業用資産の全部又は一部に損害を受けたとき。
- 不動産取得税で、災害により滅失し、若しくは損壊した不動産に代わる不動産を災害の日から3年以内に取得したとき又は取得してから1年以内に災害により不動産が滅失し、若しくは損壊したとき。
- 自動車税(環境性能割・種別割)で、心身に一定の障害がある方などの移動のために自動車を使用するとき。
- 自動車税(種別割)で、災害により自動車に損害を受け、価額の2分の1以上の金額に相当する修繕費を支出したとき。
- 自動車税(環境性能割)で、災害により自動車が滅失又は損壊し、代替りの自動車を取得したとき。
- 軽油引取税で、軽油の代金などを受け取ることができなくなったことについて正当な理由があるとき又は受け取った税金を災害により失ったとき。

県税の課税免除・不均一課税

一定の要件を満たす場合は、申請により、県税の課税免除及び不均一課税が認められる場合があります。管轄の県税事務所にご相談ください。

- 産業振興促進区域内※における県税の課税免除(事業税、不動産取得税、固定資産税)

- ・製造の事業等の用に供する設備の取得等で一定の要件を満たす場合
- ・畜産業・水産業を行う個人が一定の要件を満たす場合

※過疎地域の市町村が定める過疎地域持続的発展市町村計画において記載される産業の振興を促進する区域

- 特定非営利活動法人に対する県税の課税免除(法人県民税均等割、不動産取得税、自動車税(環境性能割))

- ・設立の日以後3箇年以内の特定非営利活動法人で一定の要件を満たす場合

- 地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税(事業税、不動産取得税、固定資産税)

- ・東京23区から地方活力向上地域※に本社機能の移転を行う場合で一定の要件を満たす場合

※三大都市圏以外の地域であり、かつ、地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域として栃木県が地域再生計画において設定する地域

- 自動車税(種別割)の課税免除

- ・消防専用自動車及び救急専用自動車
- ・専ら公用又は公共の用に供するもので、一定の要件を満たす場合
- ・幼稚園、保育所または幼保連携認定こども園を設置する者が所有し、専ら児童の輸送の用に供する自動車で、一定の要件を満たす場合

納税貯蓄組合

制 度

- 納税を容易かつ確実にするため、計画的に貯蓄を行う納税貯蓄組合の制度があります。
- 納税貯蓄組合に加入しますと、みんなで協力し合いながら資金の積立てをして納税ができるようになります。

組合員の利点

- 納税貯蓄組合貯金の利子には、所得税や利子等に係る県民税がかかりません。
- 組合の業務に関する書類などには、印紙税がかかりません。

納 税 は 、 日 掛 け 、 月 掛 け 、 心 掛 け

納付方法の拡充

県税の納付方法が増え、納税がより便利に、より身近になりました。

- インターネットバンキングや銀行ATMから「ペイジー納付」
- 24 時間いつでも全国のコンビニエンスストアで「コンビニ納付」
- クレジットカードを使って決済「クレジットカード納付 ([地方税お支払いサイト\(外部サイト\)](#))」
- スマートフォン決済アプリで納付「ペイアプリ納付」
※地方税共同機構が指定するペイアプリに限ります。

口座振替

個人事業税と自動車税(種別割)の納税には口座振替が大変便利です。

- 申込書は口座振替ができる金融機関の店舗又は県税事務所に用意していますので、是非ご利用ください。
- 銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合の全国の本支店(一部の金融機関は県内本支店)において開設した預金口座で口座振替ができます。
- 申し込みの際には、金融機関届出印をご用意ください。

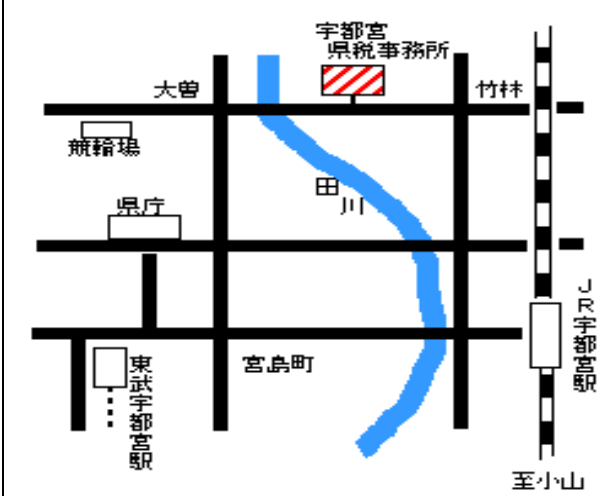
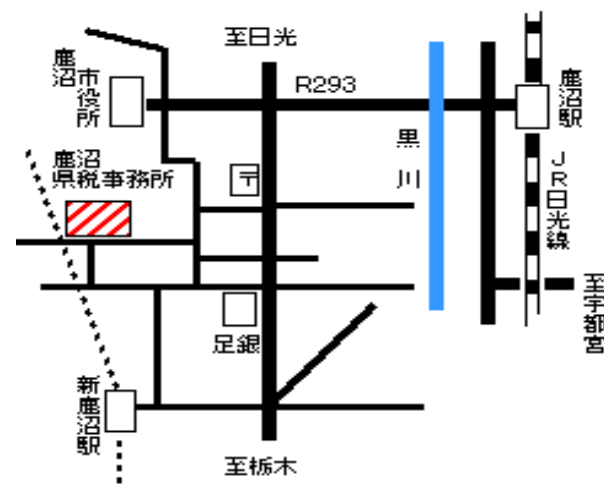
県税納期一覧

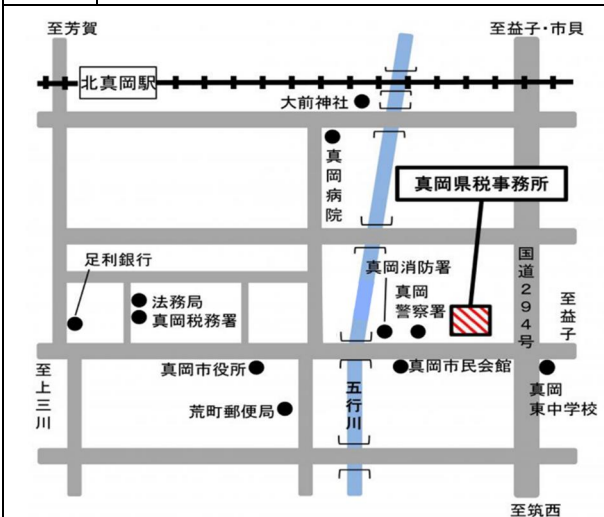
区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	納める方法
個人の県民税			1期		2期		3期				4期		納税通知書による
	給与所得者は毎月												特別徴収
法人の県民税	事業年度終了の日から2か月以内												申告納付
県民税利子割	前月分を毎月10日までに												申告納入
県民税配当割	前月分を毎月10日までに (源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割については前年分を1月10日までに)												申告納入
県民税 株式等譲渡所得割	前年分を1月10日までに												申告納入
個人の事業税				1期				2期					納税通知書による
	事業年度終了の日から2か月以内												申告納付
法人の事業税	事業年度終了の日から2か月以内												申告納付
地方消費税	法人は事業年度終了後2か月以内 個人事業者は翌年の3月31日まで (消費税と併せて納めます)												〃
不動産取得税	随時												納税通知書による
県たばこ税	前月分を毎月末日までに												申告納付
ゴルフ場利用税	前月分を毎月15日までに												申告納入
軽油引取税	前月分を毎月末日までに (軽油を輸入した場合は輸入の許可の時までに)												申告納入
自動車税 環境性能割	随時												申告納付
自動車税種別割		年分											納税通知書による
	新規登録のつど												証紙徴収
鉱区税		年分											納税通知書による
狩猟税	登録のつど												証紙徴収

税金は納期内に納めましょう

県税の相談

県税についてわからないことがありましたら、次のところにお気軽にご相談ください。

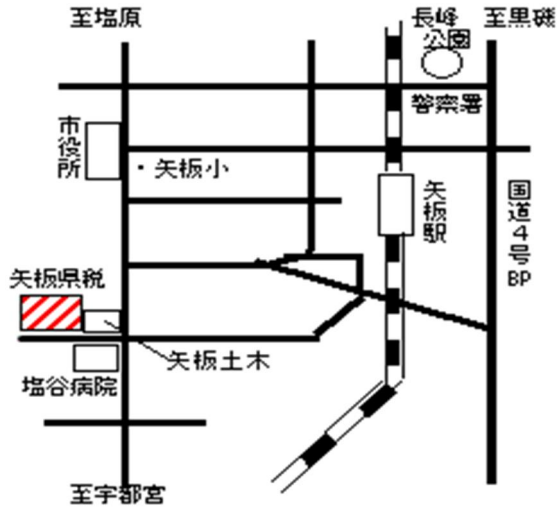
<h3>宇都宮県税事務所</h3> <p>〒321-0974 宇都宮市竹林町1030-2 栃木県庁河内庁舎1階 電話 028-626-3003(代)</p>		<h3>鹿沼県税事務所</h3> <p>〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1 栃木県庁上都賀庁舎1階 電話 0289-62-6203(代)</p>	
管轄	宇都宮市	管轄	鹿沼市 日光市
区域	河内郡:上三川町	区域	
 <p>A map showing the location of the Utsunomiya Prefecture Tax Office (宇都宮県税事務所) in the Utsunomiya City area. The office is marked with a red hatched box near the intersection of the Tamaki River (田川) and the main road. Other landmarks include the Utsunomiya City Hall (県庁), the Utsunomiya Station (JR宇都宮駅), and the Miyazaki Town (宮島町). The map also shows the Tamaki River flowing through the area.</p>		 <p>A map showing the location of the Ryuzo Prefecture Tax Office (鹿沼県税事務所) in the Ryuzo City area. The office is marked with a red hatched box near the intersection of the Kurogawa River (黒川) and the main road. Other landmarks include the Ryuzo City Hall (鹿沼市役所), the Ryuzo Station (JR日光線), and the Shinryuzo Station (新鹿沼駅). The map also shows the Kurogawa River and the main road (R293).</p>	

<h3>真岡県税事務所</h3> <p>〒321-4398 真岡市荒町116-1 栃木県庁芳賀庁舎1階 電話 0285-82-2135(代)</p>		<h3>栃木県税事務所</h3> <p>〒328-8504 栃木市神田町6-6 栃木県庁下都賀庁舎1階 電話 0282-23-3411(代)</p>	
管轄	真岡市	管轄	栃木市 小山市 下野市
区域	芳賀郡:益子町 茂木町 市貝町 芳賀町	区域	下都賀郡:壬生町 野木町
 <p>A map showing the location of the Maoka Prefecture Tax Office (真岡県税事務所) in the Maoka City area. The office is marked with a red hatched box near the intersection of the Gokiso River (五行川) and the main road. Other landmarks include the Maoka City Hall (真岡市役所), the Maoka Police Station (真岡警察署), the Maoka Fire Station (真岡消防署), and the Maoka Civic Center (真岡市民会館). The map also shows the Gokiso River and the main road (National Route 294).</p>		 <p>A map showing the location of the Tochigi Prefecture Tax Office (栃木県税事務所) in the Tochigi City area. The office is marked with a red hatched box near the intersection of the Arakawa River (荒川) and the main road. Other landmarks include the Tochigi City Hall (栃木市役所), the Tochigi Fire Station (消防署), the Tochigi Police Station (交番), and the Tochigi Cultural Center (文化会館). The map also shows the Arakawa River and the main road (National Route 294).</p>	

矢板県税事務所

〒329-2163 矢板市鹿島町20-22
 栃木県庁塩谷庁舎1階
 電話 0287-43-2171(代)

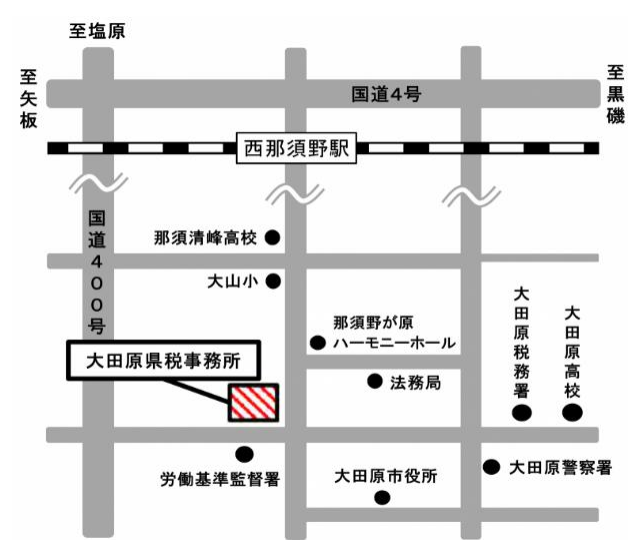
管轄 矢板市 さくら市 那須烏山市
 区域 塩谷郡:塩谷町 高根沢町 那珂川町



大田原県税事務所

〒324-8551 大田原市本町2丁目2828-4
 栃木県庁那須庁舎1階
 電話 0287-23-4171(代)

管轄 大田原市 那須塩原市
 区域 那須郡:那須町



安足県税事務所

〒327-8503 佐野市堀米町607
 栃木県庁安蘇庁舎1階
 電話 0283-23-1411(代)

管轄 足利市、佐野市
 区域



自動車税事務所

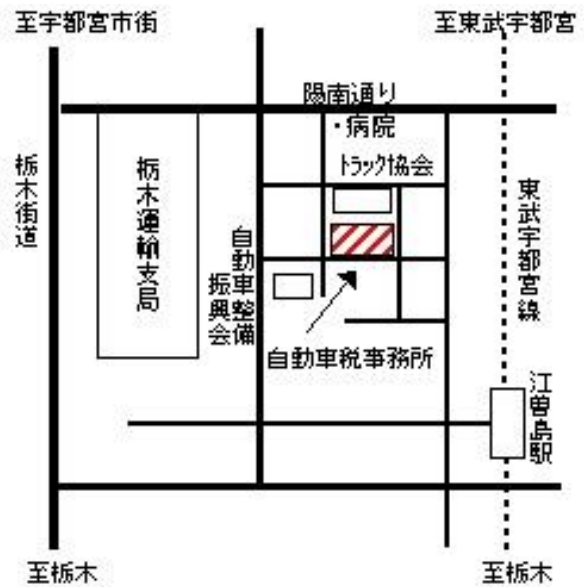
管轄
区域

栃木県内全域

※自動車税(環境性能割・種別割)のみ取り扱っています。

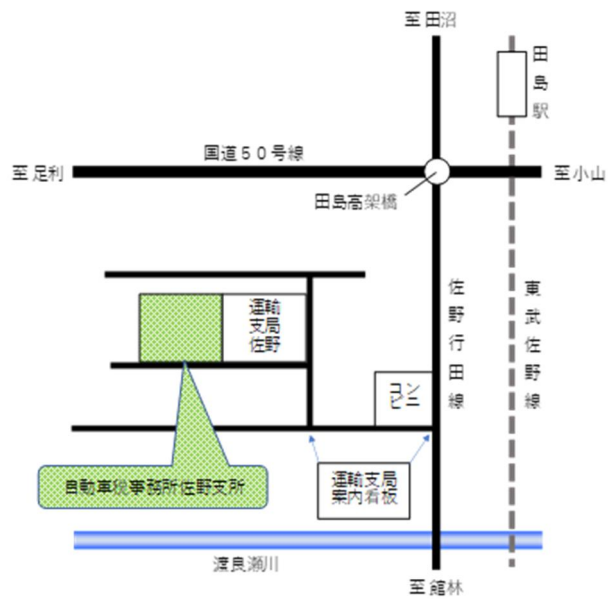
自動車税事務所

〒321-0169 宇都宮市八千代1丁目5-10
電話 028-658-5521(代)



自動車税事務所佐野支所

〒327-0044 佐野市下羽田町2001-4
電話 0283-20-6111(代)



納税の窓口

県税の納税は、次の金融機関などで受け付けています。

納税するときは、納税通知などを必ずお持ちになっておでかけください。

(令和5(2023)年4月1日現在)

区 分	名 称
県 の 事 務 所	県税事務所及び自動車税事務所
栃木県指定金融機関	足利銀行の本店及び支店
栃木県収納代理金融機関	栃木県内にある下記金融機関の本店及び支店
銀 行	みずほ・三井住友・りそな・群馬・常陽・東邦・山形・栃木・大東・東和・筑波・東日本・福島
そ の 他	信用金庫・信用組合・労働金庫・農林中央金庫・農業協同組合
	全国の各ゆうちょ銀行・郵便局 (一部納付書は関東及び山梨県の各ゆうちょ銀行・郵便局に限られます)
地方税共同機構が指定する金融機関	指定された金融機関は、 地方税共同機構のホームページ をご確認ください (eL-QR(二次元コード)の印字がある納付書での納付に限ります)

※栃木県外で納付する場合

- (1) 足利銀行の支店又はゆうちょ銀行・郵便局で納付してください。
- (2) お近くに足利銀行の支店等がないときは、最寄りの金融機関にお問い合わせください。
(取扱手数料がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。)

※なお、お近くに金融機関がないとき、現金書留又は為替もご利用いただけます。

個人事業税・自動車税(種別割)は、便利な口座振替での納税を！

県税はコンビニエンスストア、ペイジー、スマートフォン決済アプリ又はクレジットカードでも納税できます！

※コンビニエンスストアでの納付は、バーコードが印字されているものに限りです。

※利用できるコンビニエンスストアは納税通知書等の裏面に記載しています。

※スマートフォン決済アプリ及びクレジットカードでの納付は、eL-QR(二次元コード)の印字がある納付書での納付に限ります。

※利用できるスマートフォン決済アプリは、地方税共同機構が指定するペイアプリに限ります。

※クレジットカード納付には、別途決済手数料がかかります。

国税の種類

直接税

所得税	個人の所得にかかる税金です。
●復興特別所得税	東日本大震災からの復興のための財源確保を目的に創設された税金です。 〔平成25(2013)年1月から令和19(2027)年12月まで〕
法人税	株式会社などの法人の所得にかかる税金です。
相続税	亡くなった人の財産を相続などによって取得した人にかかる税金です。
贈与税	贈与によって財産をもらった人にかかる税金です。
地方法人特別税	P22参照。(※令和元(2019)年9月30日に廃止)
特別法人事業税	P22参照。(※令和元(2019)年10月1日から導入)
地方法人税	P14参照。

間接税

消費税	国内での商品の販売やサービスの提供にかかる税金です。
酒税	清酒やビールなどの酒類を製造場から出荷したときにかかる税金です。
たばこ税	たばこの製造者が製造場から出荷したときにかかる税金です。
たばこ特別税	たばこ税に上乗せして課される税金です。
揮発油税	ガソリンなどを製造場から出荷したときにかかる税金です。
地方揮発油税	〃〔地方公共団体の一般財源に充てられます。〕
石油ガス税	自動車用ガスを充てん場から出荷したときにかかる税金です。
航空機燃料税	航空機燃料を航空機に積み込んだときにかかる税金です。
石油石炭税	原油・ガス状炭化水素・石炭を採取場から出荷したとき、又は原油・ガス状炭化水素・石炭及び石油製品を輸入したときにかかる税金です。
自動車重量税	車検を受ける自動車や車両番号の指定を受ける軽自動車にかかる税金です。
関税	輸入貨物にかかる税金です。
とん税	外国の貿易船が港に入港したときに船舶のトン数に応じてかかる税金です。
特別とん税	とん税と同じですが、税率がちがいます。
印紙税	契約書、領収書、約束手形などを作成したときにかかる税金です。
登録免許税	不動産や会社の登記、各種権利の登録などを受けるときにかかる税金です。
●電源開発促進税	電力を供給する電力会社に供給量に応じてかかる税金です。 〔→発電施設設置・利用の促進などの費用に充てられます。〕
国際観光旅客税	船舶又は航空機により日本から出国する人にかかる税金です。

●は目的税です。

国税の相談

国税に関するご相談は、国税庁ホームページ「チャットボット」や「タックスアンサー」をご利用ください。

電話でのご相談は、所轄の税務署へ電話をかけ、音声案内に従って番号を選択してください。

なお、税務署で面接による相談をご希望の場合は、電話等による事前予約が必要です。

税務署一覧

署名	電話番号	郵便番号	所在地	管轄区域
宇都宮	028-621-2151	320-8655	宇都宮市昭和2-1-7	宇都宮市 河内郡:上三川町
足利	0284-41-3151	326-8630	足利市伊勢町4-18-2	足利市
栃木	0282-22-0885	328-8666	栃木市河合町1-29 栃木地方合同庁舎	栃木市 小山市 下野市 下都賀郡:壬生町 野木町
佐野	0283-22-4366	327-8601	佐野市若松町425	佐野市
鹿沼	0289-64-2151	322-8603	鹿沼市東末広町1934-24	鹿沼市 日光市
真岡	0285-82-2115	321-4305	真岡市荒町5178	真岡市 芳賀郡:益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
大田原	0287-22-3115	324-8642	大田原市紫塚1-5-54	大田原市 那須塩原市 那須郡:那須町
氏家	028-682-3311	329-1393	さくら市氏家2431-1	矢板市 さくら市 那須烏山市 塩谷郡:塩谷町 高根沢町 那須郡:那珂川町

※チャットボット・タックスアンサーはこちらから



税理士会の無料税務相談

☎028-637-1007

日時 毎月原則第2水曜日 10:00~16:00(12:00~13:00 は昼休み)

令和5(2023)年度は、令和6(2024)年2月14日まで実施

場所 宇都宮市鶴田町3200番地2(滝谷町交差点西方)
栃木県税理士会館

市町村税の種類

直接税

- 市町村民税 _____ 個人や法人の所得などにかかる税金です。
_____ 個人については均等割と所得割、法人については均等割と法人税割があります。
- 固定資産税 _____ 土地、家屋や事業に使う機械などの償却資産にかかる税金です。
- 都市計画税 _____ 原則として市街化区域内的の土地、家屋にかかる税金です。
[→都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てられます。]
- 特別土地保有税 _____ 一定規模以上の土地を所有又は取得したときにかかる税金です。
※平成15(2003)年4月1日以降、新たな課税を行わないことになりました。
- 軽自動車税 _____ 軽自動車を取得したときに環境性能割として、軽自動車、二輪の小型自動車、
_____ 原動機付自転車などを所有しているときに種別割としてかかる税金です。
- 鉱産税 _____ 採掘した鉱物の価格に応じてかかる税金です。
- 事業所税 _____ 指定都市などにある一定規模以上の事務所や事業所にかかる税金です。
[→都市環境の整備及び改善に関する費用に充てられます。]
- 国民健康保険税 _____ 国民健康保険の被保険者である世帯主にかかる税金です。
[→国民健康保険事業に要する費用に充てられます。]

間接税

- 市町村たばこ税 _____ たばこの製造業者や輸入業者などに対し、小売販売業者に売り渡したたばこの本数に応じてかかる税金です。
- 入湯税 _____ 温泉に入浴したときにかかる税金です。
[→ごみ処理に要する経費、消防活動経費などに充てられます。]
- は目的税です。

市町村税の相談

市町村税についてのご相談は、各市町へお問い合わせください。

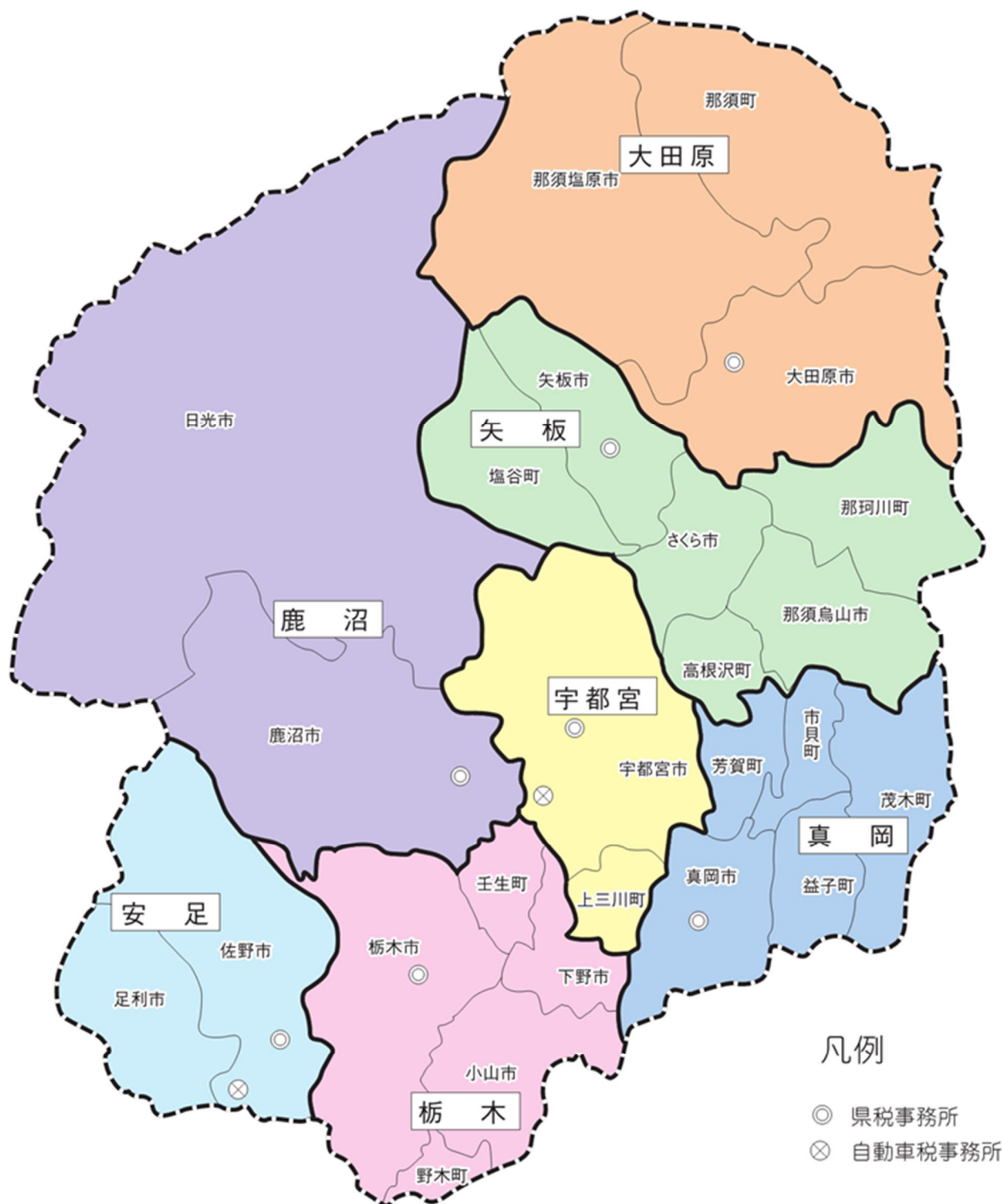
市役所・町役場一覧

令和5(2023)年4月1日現在

市町名	電話番号	郵便番号	所在地	管轄県税事務所(県税)	管轄税務署(国税)
市 部					
宇都宮市	028-632-2184	320-8540	宇都宮市旭1-1-5	宇都宮県税事務所	宇都宮税務署
足利市	0284-20-2121	326-8601	足利市本城3-2145	安足県税事務所	足利税務署
栃木市	0282-21-2261	328-8686	栃木市万町9-25	栃木県税事務所	栃木税務署
佐野市	0283-20-3007	327-8501	佐野市高砂町1	安足県税事務所	佐野税務署
鹿沼市	0289-63-2117	322-8601	鹿沼市今宮町1688-1	鹿沼県税事務所	鹿沼税務署
日光市	0288-21-5113	321-1292	日光市今市本町1		
小山市	0285-22-9444	323-8686	小山市中央町1-1-1	栃木県税事務所	栃木税務署
真岡市	0285-83-8112	321-4395	真岡市荒町5191	真岡県税事務所	真岡税務署
大田原市	0287-23-8785	324-8641	大田原市本町1-4-1	大田原県税事務所	大田原税務署
矢板市	0287-43-1115	329-2192	矢板市本町5-4	矢板県税事務所	氏家税務署
那須塩原市	0287-62-7179	325-8501	那須塩原市共壘社108-2	大田原県税事務所	大田原税務署
さくら市	028-681-1114	329-1392	さくら市氏家2771	矢板県税事務所	氏家税務署
那須烏山市	0287-83-1114	321-0692	那須烏山市中央1-1-1		
下野市	0285-32-8893	329-0492	下野市笹原26	栃木県税事務所	栃木税務署
河 内 郡					
上三川町	0285-56-9121	329-0696	上三川町しらすぎ1-1	宇都宮県税事務所	宇都宮税務署
芳 賀 郡					
益子町	0285-72-8832	321-4293	益子町益子2030	真岡県税事務所	真岡税務署
茂木町	0285-63-5638	321-3598	茂木町茂木155		
市貝町	0285-68-1112	321-3493	市貝町市塙1280		
芳賀町	028-677-6013	321-3392	芳賀町祖母井1020		
下 都 賀 郡					
壬生町	0282-81-1816	321-0292	壬生町壬生甲3841-1	栃木県税事務所	栃木税務署
野木町	0280-57-4121	329-0195	野木町丸林571		
塩 谷 郡					
塩谷町	0287-45-1117	329-2292	塩谷町玉生741	矢板県税事務所	氏家税務署
高根沢町	028-675-8103	329-1292	高根沢町石末2053		
那 須 郡					
那須町	0287-72-6903	329-3292	那須町寺子丙3-13	大田原県税事務所	大田原税務署
那珂川町	0287-92-1120	324-0692	那珂川町馬頭555	矢板県税事務所	氏家税務署

県税事務所所管区域図

令和5(2023)年4月1日現在





150

栃木県誕生150年
みんなで創る、未来のとちぎ

栃木県経営管理部税務課

〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番 20号

TEL 028-623-2101 FAX 028-623-3454

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/b07/life/zeikin/zeikin/zei.html>